

第9回パソコン文字通訳シンポジウム 講演録

2019年1月27日(日)
東京都障害者福祉会館

主催 特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会
共催 全国文字通訳研究会 東京支部
後援 日本聴覚障害者コンピュータ協会
ろう・難聴教育研究会



目次

■報告「パソコン文字通訳における先端技術の紹介」

全国文字通訳研究会 理事 大場 美晴..... 1

■講演「文字通訳についての文字通研の考え方」

全国文字通訳研究会 理事長 長谷川 洋 14

■パネルディスカッション「中途失聴・難聴者の求める文字通訳(要約筆記)とは？」

..... 20

■意見交換

..... 36

■報告「パソコン文字通訳における先端技術の紹介」

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

理事 大場 美晴

●はじめに

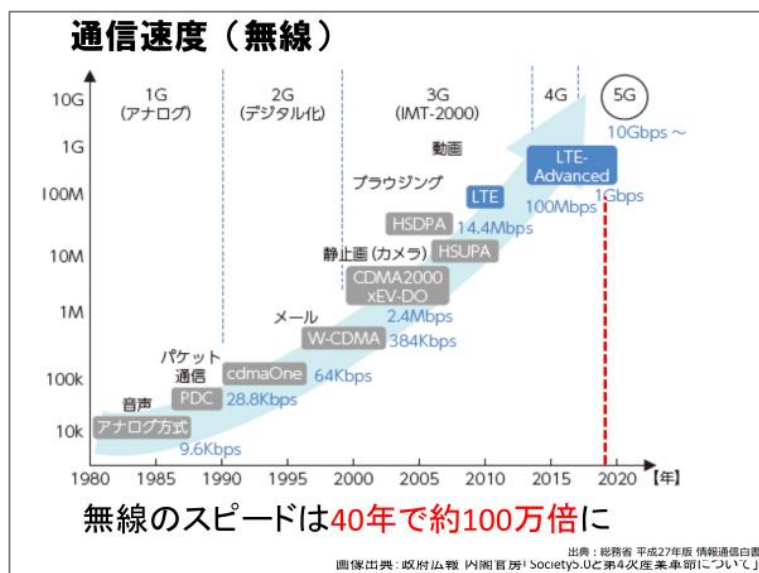
ICT(情報通信技術)やAIといった技術が進展し、数年前まで夢だったことが高い精度で実現しつつあります。文字による情報保障に関しても、遠隔地からの入力や音声認識などが実用になりつつあります。

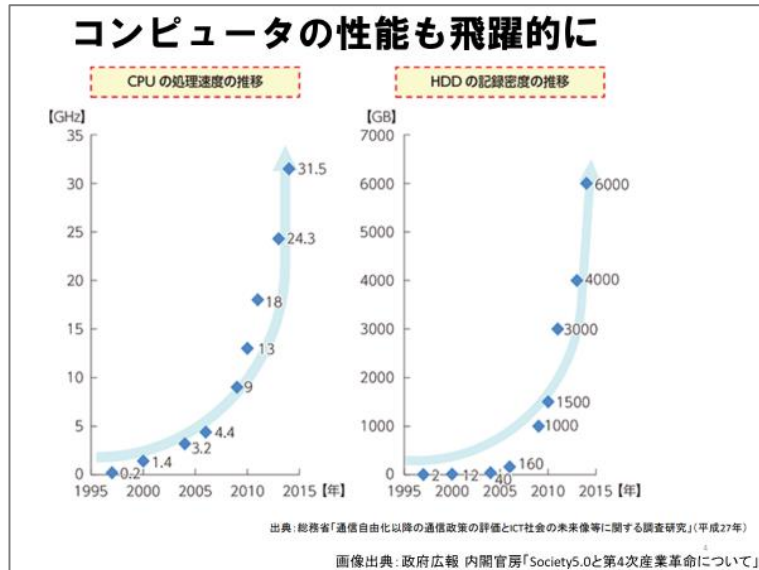
通信の速度はこの40年で約100万倍になっています。そしてAIブーム。第1次ブーム、第2次ブームを経て現在、人工知能は機械学習・表現学習の時代になっています。

そんな中、今、どんな技術があって、どんなことが可能になったのか。あるいはどんな限界があるのか。でも限界したとしても、明日可能になっているかもしれない。利用者は、支援者は、それに対してどう受け止めればいいのか。どう活用していけばいいのか。いくつかご紹介しますので、皆さんの考える材料になればと思います。

先日2018年12月8日に京都大学で開催された「聴覚障害者のための字幕付与技術シンポジウム」に参加してきました。このシンポジウムは、情報保障、特に字幕付与に関して最新の技術を紹介し、意見交換を行う場です。聴覚障害当事者、要約筆者、教育関係者、速記者、情報通信技術研究者などが参加していました。本日、お話しする内容は、そこで得た貴重な情報も含めてのご報告です。

これは総務省が作っている資料です。通信速度もパソコンの性能も、桁が何倍も違うくらい速くなりました。そして大容量のデータをディープラーニング(深層学習)つまり人間が深く学ぶのと同じようにコンピュータが深く考える。それによってAI(人工知能)が飛躍的に賢くなりました。このことを頭に入れておいてください。





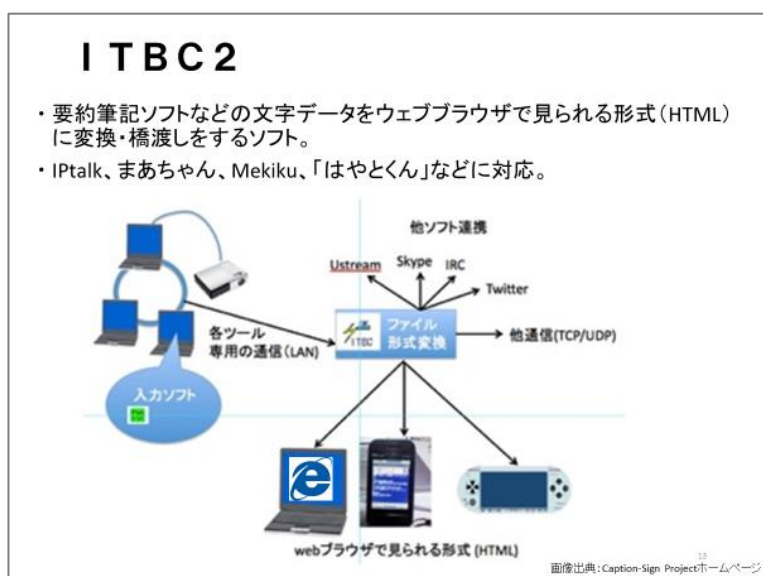
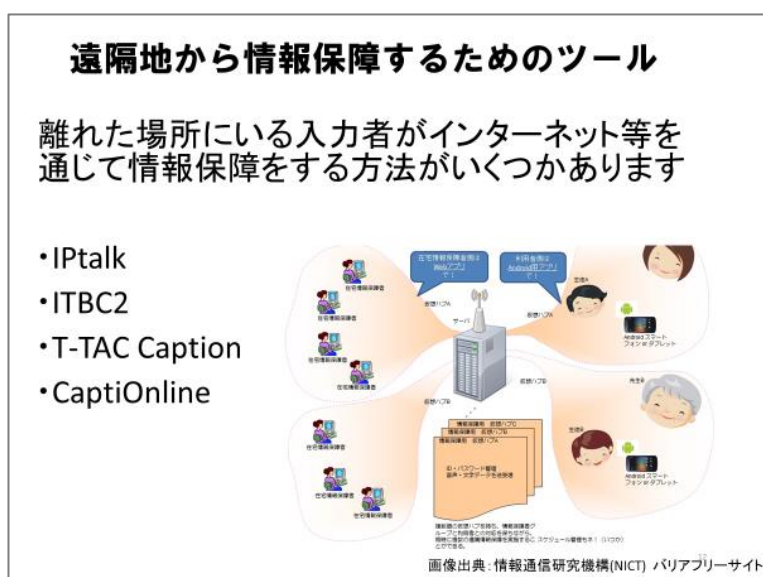
出典: 政府広報 内閣官房「Society5.0と第4次産業革命について」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiikimiryoku_souzou/h30-11-22-shiryou1_1.pdf

●遠隔地からの文字通訳

離れた場所にいる入力者がインターネット等を通じて情報保障する方法がいくつかあります。

- ・IPtalk ぐ存じ栗田氏によるパソコン要約筆記用ソフトに遠隔入力機能があります。
- ・ITBC2 要約筆記ソフトなどの文字データをウェブブラウザで見られる形式(HTML)に変換・橋渡しをするソフト。IPtalk、まあちゃん、Mekiku、「はやとくん」などに対応。
- ・T-TAC Caption 筑波技術大学開発のウェブベース遠隔文字通訳システム。東日本大震災後の支援から誕生。何があっても情報保障が途切れないことを目指しており、人為的なミスが起こらないように機能は最小限。
- ・CaptiOnline 筑波技術大学開発のウェブベース遠隔文字通訳システム。カスタマイズ性が豊富で多機能。プロのニーズにも応える“全部入り”。



T-TAC Caption (ティー タック キャプション)

- ・ウェブベース遠隔文字通訳システム
(ウェブブラウザだけで遠隔文字通訳が可能)
- ・東日本大震災後の支援から誕生。何があっても情報保障が途切れないことを目指す。
- ・人為的なミスが起こらないように機能は最小限

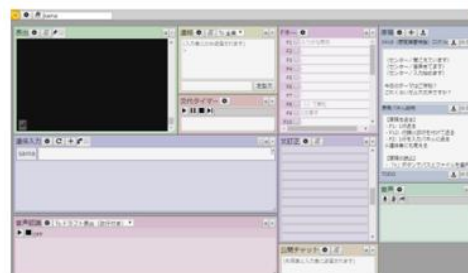


画像出典: 情報通信研究機構(NICT) バリアフリーサイト

CaptiOnline (キャプションライン)



- ・ウェブベース遠隔文字通訳システム
(ウェブブラウザだけで、遠隔文字通訳が可能)
- ・カスタマイズ性が豊富で多機能。
プロのニーズにも応える“全部入り”



画像出典: captiOnline 公式Twitter, オンライン寄付サイト GiveOne, 長野サマライズ・センターホームページ

●音声認識を使った文字通訳

京都大学 情報学研究科 知能情報学専攻 河原達也教授によりますと、人工知能の向上によって音声認識の精度はこの10年で飛躍的に改善したそうです。誤りが4割減少し、丁寧に発話すれば実用的なレベルになってきました。

音声認識の性能向上の要因

- ビッグデータ
 - ・学習データの大規模化...数千時間規模
- ディープラーニング(深層学習)
 - ・認識器の大規模化
- クラウドサービス
 - ・パソコンやスマホよりはるかに高い計算能力
 - ・データの集積
- 画像認識や自動翻訳も大幅な性能向上
 - ・50年以上できなかったことが、一気に実用化

京都大学 情報学研究科 知能情報学専攻 河原達也教授資料より

ディープラーニングによる音声認識の改善

- ・認識精度(正解(誤り))...誤りが4割減

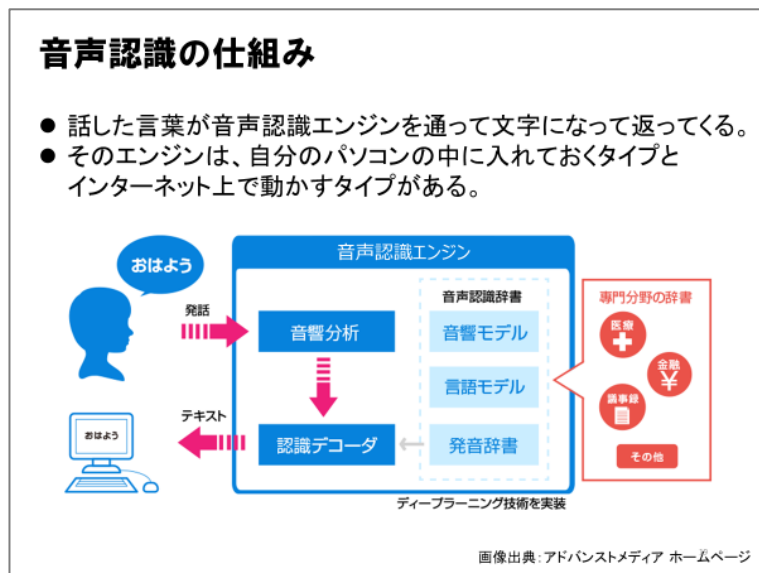
	従前	最新
読み上げ音声	90.8% (9.8%)	94.7% (5.3%)
国会審議	88.6% (11.4%)	92.5% (7.5%)
学会講演	80.0% (20.0%)	86.4% (13.6%)

- ・丁寧に発話すれば実用的なレベル

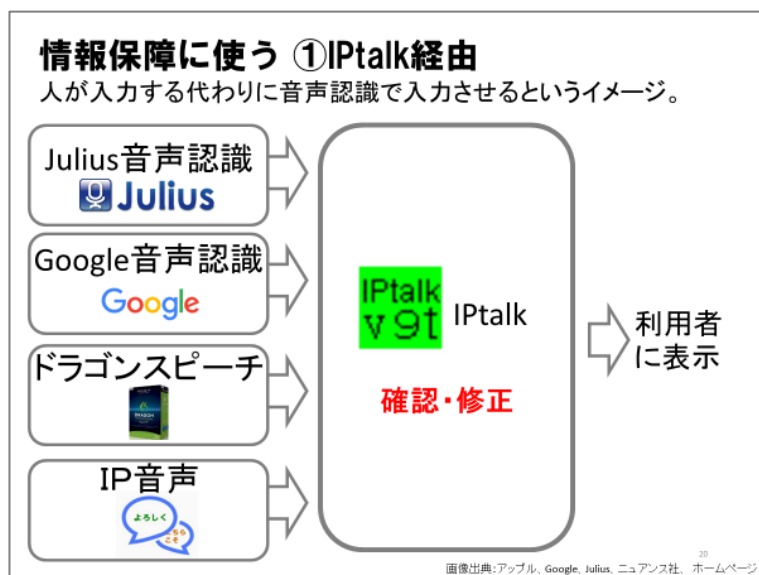
- ・年々着実な改善
 - ・話し言葉、早口、離れた発話

京都大学 情報学研究科 知能情報学専攻 河原達也教授資料より

音声認識とは何なのか？ものすごく簡単な説明をしますと、話した言葉が音声認識エンジンを通して文字になって帰ってくるよということです。音声認識エンジンとは、頭脳だと思っていただければいいです。そのエンジンは自分のパソコンの中に入っているタイプと、インターネット上にあるタイプがありますが、使う側は気にする必要はありません。



この音声認識を聞こえない人の情報保障に使うには、①IPtalk を経由させる方法、②会話アプリを応用する方法、③情報保障用の製品を使う方法があります。



情報保障に使う ②会話支援アプリを応用

UDトーク



確認修正

- まあちゃん
- UDトーク for Windows

画像出典: アップルホームページ、NCK ホームページ²¹

情報保障に使う ③商品

LiveTalk

(富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ)

- 会議や授業など複数人が情報を共有する場において、発話者の発言を音声認識。
- 複数人が同時に発言した場合も、テキスト化を並行処理しながら同時に表示するため、話の流れを正確に把握することができる。
- テキスト化された発言内容に誤りがあれば、その発言をパソコンから修正する。
- インターネット回線は使わない。



LiveTalk 画面

画像出典: 富士通ホームページ²²

「Julius」は京都大学の河原達也先生が開発された無償ソフトです。インターネットにつなぐ必要がなく、音声データの転送がないのでビジネス用途にも使えます。音響モデルを用途ごと構築してカスタマイズすることが可能で、大学のような専門的な場でも高い精度で書き起こせるよう専門用語に強いことが特徴です。放送大学の字幕もこれを使っています。

音声認識ソフト「Julius」



- ジュリアスと読みます
- 無償で使えます**
- オープンソース
- 基本的にパソコンを想定(Windows、Linux、MacOS)
- カスタマイズが容易
 - ・音響モデルを用途ごとに構築
 - ・言語モデルを話題や講演ごとに変える
- インターネット接続不要**
- 音声データの転送がない(ビジネス用途も問題ない)**
- 高性能PCが必要(Core i5以上)**
 - ・現在販売されているPCならほぼ問題ない

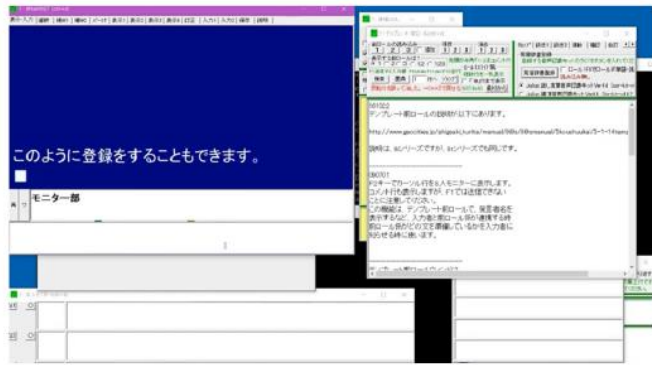
参考: 京都大学 情報学研究科 知能情報学専攻 河原達也教授資料より

音声認識ソフト「Julius」



- Google Chrome音声認識と比較して
 - ・ベースの認識精度は劣るが
 - ・辞書登録や言語モデル適応が可能
 - ・専門用語への対応(**早口や難しい話でも高い精度で書き起こすことを目指している**)
- 音声認識パッケージインテルcore5以上
 - ・ディクテーションキット...大語彙
 - ・話し言葉モデルキット...スピーチ
 - ・講演音声モデルキット...大きな部屋等での講演

「Julius」 + 「IPtalk」



<https://youtu.be/k7WDKtssstg>

画像提供: 演真由実

「UDトーク」基本的には会話支援ソフトですが、非常にインターフェイスがいい。これを押せばこう動くんだろうというのがわかりやすい。音声認識エンジンは AmiVoice を採用しています。無料でも使えますが時間制限などの制限があります。法人版の料金契約をすると、サーバー上にデータを残しません。情報保障に使うには「まあちゃん」、「UDトーク for Mac&Windows」など確認・修正を行います。

音声認識アプリ「UDトーク」

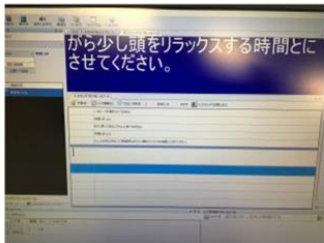


- 会話支援アプリ。
- スマートフォン、タブレット、パソコンで使える。
- 無料でも使えるが制限がある。
- 情報保障で使う場合は制限解除(有料)する必要がある。
- 音声認識エンジンは「AmiVoice(アミボイス)」を採用。
- 法人版はサーバー上にデータを残さない。



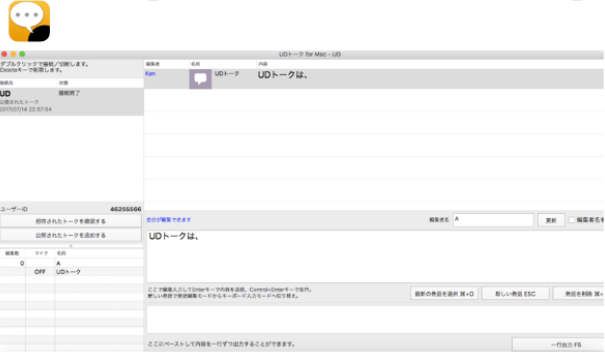
26

「UDトーク」 + 「まあちゃん」

画像出典: まあちゃんバザール ホームページ²⁷⁾

「UDトーク」 + 「UDトーク for Mac&Windows」



画像出典: UDトーク ホームページ²⁸⁾

●音声認識の課題

このように今、音声認識の技術がたくさんあって選べる時代になってきました。でも、まだ安心して実用になるかという、そうでもない。いろいろ聞いていると、暴走しちゃったり、ストップしちゃったりするといひます。話したものがインターネット上に行ってしまうのではないかという心配もあります。

うまく認識させるためには、丁寧に話しなさい、マイクや音量を適度なものにしなさい。想定される認識性能が出ないのは音響条件が最大の原因、話した人の責任。機械の責任。人間の腕ではないのです。

認識ミスの問題もあります。肝心な言葉が認識しなかったり、語尾が大事なのに違っていたり。結局、ちゃんと情報保障にするには、人間が確認して修正するという作業が必要になります。

それ、誰がやるの？ 話した人が全部やるという場面もあるでしょう。仲間うちで交代でやるということも、あるでしょう。つまり、話者をはじめ、周囲の協力が絶対必要です。

だって、突然止まっちゃうものだから。字幕が止まったとき、聴覚障害者を置いてきぼりにしますか？ しないですよ。みんなで待ちましょうということになります。今まで会議の場では、「情報保障はみんなに配慮しましょう」と言いながらも、結局は誰も待ってくれず、要約筆記者が頑張って何とかしてたじやないですか。そうじゃなくて、本当にみんなで情報保障に関わらないといけないということになるのではないのでしょうか。

音声認識を使うときの問題

- まだまだ開発途上？ ときどき**暴走したり止まったり**する。
- インターネット上にデータが残る？
- 実用的な水準は認識率90%以上。そのための要件は
 - ・丁寧な発話
 - ・音響条件(マイク・音量)の調整+確認
想定される認識性能が出ないのは音響条件が最大の原因
 - ・専門用語の登録
- 結局、**人間が確認・修正しないといけない**。
 - ・誰がやるの？

話者をはじめ周囲の協力が絶対必要

参考: 京都大学 情報学研究所 知能情報学専攻 河原達也教授資料より

ここからは私の感想です。

さっきも言いましたが、ちゃんと認識してくれなくて変な字幕が出るのは話し手のせいです、入力者のせいじゃありません。これは今までの感覚と全然違う世界です。

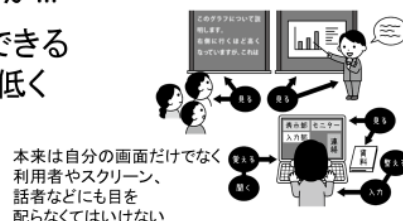
ならば要約筆記者は肩の荷が下りるだろうか、本当かな？ そうかな？ 伝わるようにしたいじゃないか。どうすんの？ では修正係とは何なのか。通訳者なの？ やっているところを見ていると、まるで機械に使われている。機械の奴隷のようです。

別のところで聞いた話ですが、間違い探しをしてポンと速く打つ、修正係はそんなゲーム感覚でやれるよと。そうすると若い人にも新たに支援者として加わってもらえるよね、裾野が広がるよね、と。そんな意見も聞いたことがあります。ゲームか…うーん、そうなのか。…そうなのかもしれません。

この図は、今、絶賛発売中の私どもで作った養成テキストのものです。ここでは、入力者が行う作業は、入力だけじゃありませんよ、話している人の顔、利用者の顔、見せている画面、それら全部に気を配りなさい、と教えています。でも、どうも音声認識を直す人は、出てきた文字をただ追うだけになりがちのようです。これ、できてないじゃん？

問題意識…

- 音声認識がちゃんと認識しないのは「話した人のせい」「音響機器のせい」。
→要約筆記者の肩の荷が下りる？
- 修正係とは一体何なのか？ まるで機械に使われているように見えるが…
- 逆に、**ゲーム感覚**でできるから若い人の敷居が低くなるかも？



画像出典：全国文字通訳研究会「パソコン文字通訳(要約筆記)者養成テキスト」

もう一つ思うことがあります。パソコンは、電気がないと何もできません。

去年 2018 年「今年の漢字」は「災」でした。本当に災害が多かった。北海道で何日も停電が続いたり、年末には SoftBank で一日丸々使えない日がありましたね。そういう状況なのに、機械に頼ってどうするの、という懸念があります。結局、手書きになりますよね。

問題意識…

- しよせん**電気なければただの箱**。2017年だけでも一体どれだけの災害や停電があったか。ソフトバンクの大規模な通信障害もあった。
- 学校の情報保障を音声認識だけにしてしまう**ケースが出てきた。それまで支援してきた要約筆記者が入れなくなってしまった。それって**本当に大丈夫？**

この報告をするために複数の人に話を聞いていて、浮かんできたある重要な問題があります。

学校で生徒さんの情報保障に要約筆記の方が入っていたのですが、それをやめて UD トークにする学校が出てきているようです。今までずっとその子を支援してきた要約筆記者がもう学校から呼ばれなくなってきてしまっている。それって本当に大丈夫なんですか？ 要約筆記者がやっていたのは、文字を書くことだけなのではないでしょうか？ 違いますよね？

これは今、考えておかないと大変なことになるんじゃないかなと思っています。

手書きやパソコン要約筆記は、用済みなんだろう。そうじゃないですよ。

私はパソコン要約筆記を 1990 年代から始めました。その頃、手書きの要約筆記者側から「私たちはもう用済みね」と陰で言われました。でも、なくなっていないじゃないですか。養成講座を開くと、パソコンより手書きが応募者が多かったりするじゃないですか。

人間の手は結局残るんです。後は人間の手。でも機械にできることは機械に任せよう。そうすると、頑張らなくていいから。人間にできることを人間でやろうと、なっていくのではないかと思います。

それから、利用者の意識について。もう、受け身ではいられないのではないかと。「座っていると字が出るね」とは言っていないのじゃないかなと思います。だって、こんなにいろいろと変わっているから。

あんなこともできるようになった、こんなこともできるようになった。その時々に応じて一番いい方法を選ぶことができる時代です。無関心ではなく、ちょっと興味を持っていただければなあと思います。
結局、人間に戻っていきんだらうかと、機械のことをずっと調べていて思いました。

音声認識の登場でみんなの意識が変わる？

手書きやパソコン要約筆記はもう用済み？

機械にできることは機械に任せて人間は人間にできることをやった方がいい

要約筆記者の役割は文字だけの支援じゃないでしょ

34

音声認識の登場でみんなの意識が変わる？

利用者也受け身ではられないよね。

他の参加者全員ね

使えるか使えないかは、結局、「人」。

そのときに応じて最適な手段を主体的に選ばなければ。

そのためには知識が必要。



35

●質疑応答

会場1 音声認識を人間が修正する、要約筆記者が修正するという言い方をされていましたが、しかしその場合には、人間が修正するのはわかりますけれども、要約筆記者が修正するというのは、ちょっと矛盾してくるのではないですか？

大場 そうなんです。まさにそこが今、誰も正解がわかってない状況だと思います。

パソコン要約筆記にはいろいろあって、全文に近い入力をしている人もいし、2～3割にぎゅーっとまとめるという人もいます。なので、修正をするだけならいいんですけども、例えば急に認識しないという

場面になったら、人間の手で入力をするしかないわけです。そのとき急に要約し始めるのかといった問題もあるし。

それから、話したまんまの言葉は、入力者としては、ちょっと許せないぐらいわかりにくい。直したくなる。直したくなるけど、その暇はない。どんどん文字が出てくるから。そのときの入力者の気持ちの持ち方は、どう持ったらいいのか、逆に皆に聞きたい。「機械の一部に徹するわ」という気持ちになるのか。そうになったら楽でしょうね。でも、これじゃ伝わるはずないなと思いながら放置する気持ちは…。

だから、「私がやる仕事じゃない」と思っても無理はない。「私はちゃんと責任を持って伝えたいのでそっちの道でがんばります」といって、別のものだというふうに考えるという考え方もあると思います。そこがまだ全然整理されていない状況だと思います。すごい、うなずいてくださっている方がいますね。これは、今早く整理しておかないと、大変なことになるんじゃないかなって思います。

もちろん、音声があるところには必ず文字がある、そんな世界が実現しかかっている。それはとってもいいこと。でも、それをただ放っておいていいのかな？ というのが今日の私の感想です。

会場2 補聴器と人工内耳である程度、聞こえますが、自宅が水害で水没してしまいました。妻のスマートフォンがなかなかつながらなくなって、メールがなかなか届かない。でも、私の3Gのガラケーならパツとつながった。いったん災害が起こったときにつながらないのは、場合によっては生死にかかわることもあります。そのあたりのバランスを考えないといけないと身をもって感じました。

もう1つは、音声認識が学校に入って要らないかなといった話になってしまっている。これは、要約筆記というのは、ただ要約筆記をする人ではなく、対象となる支援する人へのサポーターとして、もう少し広い役割がある。それをもう一回、定義づけをして、他のカウンセラーさんとの連携も作って、多面的な支援がないと困ります、そういうことを、整理していく。そういったことをこれから考えていくようにした方がいいのではないかと思います。

大場 大変なところ、遠いところからどうもありがとうございました。

会場3 先ほど学校の現場での文字認識のお話がありましたが、実際の学校の現場で今、文字認識を活用して授業も含めて活用を試みています。今、非常に大事な提言をされていました。今後、要約筆記の方が学校現場に入るのが難しくなる、あるいは活用のあり方が問われているとの話がありました。これは重要な指摘だと思います。

一方で、学校の現場で何があるかというと、今、学校の形態そのものが変わってきました。今までのような授業だけでなく、グループの活動や、さらには小学校では英語の授業が入ってくるようになってきています。そういうところでは、今までのようなスタイルではなく、専門的な知識も含めていろいろと学校でも、「そういう機器があるから大丈夫」ではなく、通訳の方もその学校のニーズは何かをぜひ捉えていただきたい。そしてより通訳を生かせるような状況をつくっていただきたいなと思っています。

大場 ご意見ありがとうございました。

以上

■講演「文字通訳についての文字通研の考え方」

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

理事長 長谷川 洋

中途失聴・難聴者への文字での情報保障を考える

今日は文字通研の文字通訳に対する考え方をお話したいと思っています。宮田副理事長から説明がありましたが、私どもの考え方が、はっきり伝わっているかという、そうでもない。昨年、養成テキストを作りましたが、これは私どもの文字通訳に対する考え方が基本になっていますが、この基本がはっきり伝わっていない面があります。

これでは駄目なので、その考え方をきちんとまとめた冊子を作って、理解してもらう必要があるのではないかと、昨年から準備を進めてきました。

素朴な願い

聞こえなくても、相手の話をそのまま知りたいという願いを持っていました。昔は、そんなことを言っても、「馬鹿なことを言うんじゃないよ。ないものねだりだ」と言われました。この会の創立の頃、今から10年近く前のことになりますが、パソコン連係入力も広まってきて、情報量が格段に増えたのですが、それでも人の話す速さに追いつくのは、無理と思っていました。

ところが、この会の設立メンバーの一人の文字通訳者から、「聞こえない人は、なぜ話されたままの文字情報が欲しいと求めないのですか？」と聞かれました。「できないことを求めても仕方がないでしょう？」と言ったら、「いや、できますよ」という答えが返ってきました。

話されたままを文字にすることが可能だと知って、この会を設立することを決意したのでした。

要約筆記は言語を変換する通訳？

一方、現在、いろいろなところで言われているのは、要約筆記は、音声言語を書記言語に変換する通訳だということです。異なる言語間の通訳だということが主張されていますね。これは先日出ましたログについての全難聴と全要研の統一見解にも書かれていますね。

音声で「今日は要約筆記について話します」と話したものを、そのまま文字にする場合は、音が文字にかわっただけで言語は変わっていませんね。こういう要約筆記の定義は正しいのでしょうか。

手書きの場合、書く速度は話す速度に比べて遅い。本当は全部書きたいけれど、要約せざるを得ない。「やむを得ず要約」ですね。これが今までの手書きの要約筆記の考え方。

これは、言語が違うということになれば、当然ながら概念を再構築、的確に要約しないと伝わらない。この場合は、話されたものをすべて入力できる場合でも、話されたままではわかりにくいので、要約する。全部入力できる場合でも、再構築、要約するという「積極的要約」ですね。

東京の場合は、話されたままに近い文字通訳をお願いしても断られてしまう。これは要約筆記ではないという考え方です。この考え方は、正しいのでしょうか？

話されたままでは分かりにくいのか？

人によって分かりやすい話し方をする人もいれば、わかりにくい話し方をする人もいます。分かりや

すい話をしているのに、概念を再構築して要約する必要があるのか。

確かにわかりにくい話をする人もいます。その場合、修正が必要になることがあります。要約というよりも整文ですね。主語と述語の順番を正しく置き換えるといったことが必要になります。けれども、わかりにくい話をすごくわかりやすい話に変えるのは正しいかどうか。理解できないのは困る。誤解が起きるのも困る。けれども下手な話は、それなりに下手だということも伝えてほしいと思います。

文字だけでは表せないものがあるが…

ただ、人の話には、文字だけで表せないものも含まれています。非言語情報と言っています。視覚的情報としては、表情とかしぐさとか。音声情報としては、イントネーションとか声の強さとか、間とか、あるいは震えた声で話しているとか、半分笑いながら話しているとか、こういう情報が含まれている。この辺は、文字では出てこない。これをどうやって伝えるかも課題となりますね。

例えば「これでいいのですか」。これは質問なのか、詰問なのか、わからない。最後に「？」や「?!」などを使って区別したりしていますね。すべての非言語情報が文字で表せるか？例えば声が大きいときには、文字を大きく出す。声が震えているときは、下に波線が入るとか。特に裁判など、被告の発言でずいぶん印象が変わる。なにか、そういうことで伝えることも必要になってくるのではないか。これからの課題ですね。

話されたままと知ることの重要さ

なぜ、私たちが、話されたままと求めるのか。

文字での情報保障では、常に話を再構築して要約しているという前提では、Aさんがこう言ったけれども本当にこういう言葉を使ったのか、要約筆記者がこういう言葉に変えてしまったのかわからない。本当にこんなことを言ったのなら怒るべきだが、怒った方がいいのか、怒らない方がいいのか、迷ってしまう。

また最近では、聞こえない人が裁判員に選ばれる場合が増えてきました。被告や証人が話したことは、すごく大切になります。刑事裁判の場合は、証拠裁判主義と言われていて、被告や証人が話したものが、そのまま証拠になる。そういうときに、再構築や要約されては正しい判断ができません。

要約は要らないのか？

よく誤解されるんですが、では「要約は要らないんですか？」と聞かれることがあります。私どもの会では、決して要約を否定はしていません。

1つは、先程も大場さんの話にありましたが、災害が起こった場合、パソコン文字通訳が使えなくなります。当然ながら手書きだけになります。パソコン文字通訳を養成ない地域では、どうしても手書きで情報を受けるしかない。これは、先ほども申し上げましたが、「やむを得ず要約」するしかない。

パソコン文字通訳の場合、ペアで入力しています。パートナーのトラブルで遅れてしまったときには、もう一人の人が要約して話に追いつくなどの方法はとっています。

この2つ例は入力者の都合での要約ですが、この他に利用者の都合で要約を求める場合があります。例えば、何か作業しながら情報保障を受ける場合などです。例として正しいかわかりませんが、例えば、自動車を運転しながら説明を受ける場合などです。この場合、「そこを左に曲がりなさい」と出す

と、読んでいるうちにぶつかったり、通り過ぎたりする。そんなときは「左折」だけでよい。読む時間がない場合、利用者の立場で要約してほしいことがある。

私たちは要約を否定しているわけではない。要約したもの、全文に近いもの、どちらも求めるものを提供される。このような状況を求めている。

東京の場合は、要約を求めた場合は派遣してくれる。全文にちかいものを求めると派遣してくれない。これでは、いけない。

要約筆記三原則の「速く」について誤解があるのでは？

要約筆記講習会に参加されたことがある方はご存知と思いますが、要約筆記三原則というのを必ず学びます。「速く・正しく・読みやすく」ですね。この「速く」に、どうも誤解があると私は考えています。

「はやく」には、漢字が2つあります。1つは「速く」で、スピード、動作のスピードを表します。もう一つは「早く」で、時間を少し前に進めるという意味です。例えば、「今日は早く着きました」と言えば、9時に着く予定が8時に着いた場合です。

三原則で使われているのは「速く」で、「早く」ではありません。しかし「早く」の説明で行われているのは、会議での発言の保障をするためとか書かれている。「質問はありますか？」と言われたとき、すぐに手があげられるように、時間を早めに持っていくことを指導しています。

三原則は「速く」ですから速く入力することを求めているはずなのに、「早く」を指導していますね。誤解があると思います。

もう1つは、聴覚障害者の会議での発言権の確保は、文字通訳者だけに責任があるのではない。皆さん、外国人が音声通訳付きで参加している座談会を見られたことがあると思います。音声通訳が、他の人の話を伝えます。伝え終わるまで他の人たちは待っています。どんなに上手い通訳でも、同時は難しいので、何秒かは遅れます。遅れても、通訳の声がしている間は、他の人がしゃべらないのは、誰でもが守るマナーです。

文字通訳の場合も同じように打ち終わるまで待つて発言すべきですね。「質問はありますか？」と聞いて、3～5秒の沈黙というのは聞こえる人にとっては相当長いです。十分待ったということで、次の話題に入っていきます。しかし、外国人の場合と同じように聴覚障害者はまだ話を聞いている時間であるということを周りが、特に司会者は理解して進めるべきです。そうしないと、聴覚障害者には発言の機会はありません。入力者に責任を負わせないことが大切です。

聞こえない人のニーズは、正確に把握されているか？

15年前くらいになるでしょうか。全要研の依頼を受けて、要約筆記について、全国のニーズ調査をやったことがあります。その調査委員会の委員長を引き受けたのですが、調査の方法が非常に難しかった。なぜ難しいかと言いますと、中途失聴・難聴者には元の話は聞こえていない。元話を知らない人に、要約し過ぎを思うか？ 適正か？ もっと要約した方がよいか？ を聞くわけです。

元話を知っているのならば、判断できます。でも聞こえない人は元の話は聞いていない。わからない。判断しようがないのです。話の時間と比べて、何となく文字が少なかったとか、どどっと文字が出てきて大変だったとか、そうした印象で判断するしかないわけです。適切な通訳であったかどうかの判断はできない。そういう状況で調査をしなくてはならない限界を強く感じました。

本当の聞こえない人のニーズを知りたいと思えば、元の話と要約したものの両方見せて、判断してもらう必要があるのです。文字通研では比較評価調査という形で行いました。見たことがある方もたくさんいらっしゃると思います。

このように、右に元の話、左に実際の字幕を出して、音声に合わせて表示していきます。右は話されたものをそのまま起こしたものですから変わりませんが、左は要約の度合いで変わります。それを見て、聞こえない人が評価するという方法です。

左には、文字通研でやっている全文に近い文字通訳と、全要研の指導者講習会での方針に従って作成したものの2つを示して評価してもらいました。

要約すると、このように情報が落ちてしまうことを聞こえない人も知るわけです。この調査に協力してくれた方から、こういったことが積み重なる中で、聴覚障害者は知識が足りないと言われ、低く見られることにつながるという感想がありました。

こういう形で調査をしないと、聞こえない人が求める要約筆記のあり方がわからないのに、文字通研以外では行われていないというところに問題があります。

文字通訳論の構築

文字での情報保障が変な形になってしまった理由の一つが、先ほどお話ししましたが、要約筆記の基本的な考え方がおかしいという点にあります。そこで、まず文字通訳論を構築するところから始めました。

先程、統一見解の中で、要約筆記は言語を変換する通訳というような話が出てきましたが、言語の変換を持ち出す必要はなく、音声での話を文字に変換する通訳であると考えべきです。

言語学での通訳の定義では、言語変換が入ってくるのですが、これを福祉の世界に持ち込むと失敗するのです。アメリカでは、手話通訳でそうした例がありました。

私たちとしては、言語学的定義ではなく、社会的役割に基づいて通訳の定義をしました。言語が変わる、変わらないは関係ない。話が通じない人の間で伝わるように変換する仕事をしてください。これを通訳と考えました。現在の文字通訳のように、音声から文字の形にモードが変わる、これも通訳と考えました。

一方、その通訳では何が大事か。「等価」です。話されたものと相手が受け取るものが同じ価値を持っていないといけない。通訳では、言語が変わる、変わらないに関係なく、話されたものから何かを差し引いたり付け加えたりしない。

話されたままを表示して読むことができるのか？

私どもは、話す速度の基準として、NHKのアナウンサーの話す速度としている300～350字／分を考えています。この速度で話された場合は、パソコン文字通訳の方には、話されたままに近い形で入力して頂く。これは、今ご覧になっているように実現しています。

一方、そんなにたくさん文字を出しても読むことができるのかということが言われていました。聞こえない人のアンケートを見ても、文字がいっぱい出てきて読むのが大変だったというアンケートがありました。

読む速度については、あまり資料がなかったのですが、たまたま見ていたNHKの「ためしてガッテン」で、速読術を取り上げていました。速読術を教わる前に、一般の人に本を読んでもらい、どのくら

いの速さで読めるかを調べます。単に読むだけではなく、読んだ後で試験をします。主人公は誰ですか、主人公はどこに行き誰と会いましたか？ その目的は何でしたか？などの質問に答えられることが必要です。一般の人3人がテストを受けましたが、読むスピードは3人とも500～600字／分の範囲でした。

皆さんの中には、800～1000字／分で読めるという人もいますが、一般にはこのくらいです。そうしますと、300～350字／分で話されたものであれば、余裕をもって読むことができます。

私どもが求める文字通訳は、どのようにすれば確保できるのか？

もう一つは、今は、こちらで打っている方は、非常に優秀な方、特別な人だけ、トップクラスの人だけができるのか、と疑問を持つ人もいらっしゃる。

「なかなかうちの地域で養成してもここまではできないですよ」という話はよく聞きます。文字通研でベテランの人に聞いてみると、自分はもとは入力も遅かったが、練習を重ねて、ここまでできるようになった。適切な訓練を続けることが大切で、それが可能なら、誰でもこの程度のレベルまでは到達可能ですよとのことでした。

では、どのような訓練が必要なのか、どういうふうなことを覚えれば、このように打てるのか、そこら辺がきちんと整理されていない。ベテランの人の極意として、埋もれている。これをきちんとした形で本にしたいということで作成したのが、文字通研で発行した養成テキストです。

音声認識など新しい技術はどう見るか？

先ほど、大場さんから話がありましたが、文字通研でも新しい技術に対しては、積極的に活用することを考えています。一昨年から音声認識を使った文字情報保障の勉強会を開いてきました。今後、文字通訳の形は変わっていくかも知れませんね。聞こえない人が気軽に利用できるように変わってほしいですね。

ログの問題

最後に、情報保障で出てきた書いた紙とかパソコンに残っているログを、どう考えるか？一昨年出た全難聴・全要研の統一見解では、ログなどは消えたものと考えて下さいと言っていますね。実際には、書かれた紙は残っています。ログもコンピュータの中に残っています。これを消えたものと考えてるのはなぜか、その理由が書かれていない。まるでいらぬゴミが出てきたので、早く捨てなさいと言っているかのようです。

私どもの見方は、逆です。書かれた紙やログが残る。これは文字通訳の良い面、ありがたい面だと思っています。うまく必要な人に使ってもらおうということで、新しい価値が出てくる。聴覚障害者の場合、手話通訳を見たり文字通訳を見たりしている。自分でメモをとることはむずかしい。それをカバーする面でも、ログや書かれた紙は貴重です。聞こえない立場で議事録や報告書を作ったりする場合も活用できる。

今でも書かれた紙については渡すのが普通だと思います。全難聴のテキストにも「書き終わったロールや用紙は返却します。これはその場の責任者である主催者に書かれた情報の処理を委ねるからです」とあります。その通りです。なぜ、これをひっくり返すのか。なぜログも同じように処理しないのか。その理由、説明をほとんど見たことがない。

今まで、聴覚障害者団体にはログを渡し、報告書の作成などに活用してもらっているところは結構多かったし、問題もなかった。ところが統一見解が出て、「やめましょう」ということになって難聴者は困ってしまっています。なぜ、難聴者の不利益になることを全難聴が進めるのか、私にはわからない。できれば難聴者の利益になる方向で対応して欲しい。

以上です。

宮田 ありがとうございます。文字通研としての考え方を、まとめて話していただきました。ここで10分間ほど休憩をいただきまして、2時からパネルディスカッションを始めたいと思います。もし、今、長谷川理事長の説明に質問があるようでしたら、5分ほどあります。休憩は50分からの予定だったので時間がありますので、もし質問があれば、いただきたいと思います。

会場 聞こえない人たちのコミュニケーションについて、詳細な分析と考察をお聞かせいただき、参考になりました。ありがとうございます。常々、疑問に感じていますが、長谷川理事長からも、我々、障がい者の発話者には権利がある。著作権があるとの認識です。長谷川理事長の他にも、そういう認識の方がいると私は見受けます。

今のログについての著作権ですが、前にお聞きして、著作権があるとの理事長のお考えを聞いています。それはそれでいいんですが、今の話の最後に書いてあった、我々の利益になるように処理されていくべきだと。当然ですね。この話は矛盾しているように思います。著作権、権利があるんですよ。発話内容からログができますね。そうすれば、発話した発言内容が、ソース、根源ですよ。そこに我々は権利を持っていますね。そうであれば、発話した内容を記録にして、最後に私によこせと指示をするべきではないでしょうか。権利があれば指示できるはず。

ところが、この権利が行政によって無視されて、全要研で否定されています。ここを直さなければ、状況は改善されないと思うんです。それで私は、法廷闘争でないと絶対に改善出来ないと考えます。話し合いをいくら持っても、向こうが、この論理を引っ込めない限り、流れてしまって記録がないとか議論で交渉している限り、恩恵としてログが出てくるということになりかねません。我々は温情としてログが欲しいのではありません。権利としてログが欲しいのです。法令によって、これは指示させているものです。我々の利益になるよう法廷闘争に持ち込むべきではないのか。なぜ、そういう動き方をしないのか。かつての行政と我々が戦わないといけないからです。ログは我々の権利だと、無視するのかと。そのような論争で各地で闘争を起こしてほしい。ということ、我々の統一見解の中に入れて欲しいんです。権利があるといいながら、我々の利益になるように処置しないとイケないというような、曖昧な概念で終わっているのです。これは困ります。我々の権利を行使すると、宣言したらどうかというのが私の意見です。

長谷川 それを議論すると長くなります。著作権は話した人にあります。ログを主催者が受け取り、どういう扱いをするか適切に判断することが大切です。報告書を作るときは、著作権をもっている話した人の許可を得るなどの手続きは必要です。裁判の話は時間がない。

以上

■ パネルディスカッション「中途失聴・難聴者の求める文字通訳(要約筆記)とは？」

進行	宮田和実(全国文字通訳研究会 副理事長)
パネリスト	新谷 友良(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長)
	遠藤 良明(みみより会 理事長)
	土屋 和代(人工内耳友の会 ACITA 事務局長)
	長谷川 洋(全国文字通訳研究会 理事長)

宮田 それではパネルディスカッションを始めたいと思います。

先ほど、シンポジウムが始まる時に、昨日の大坂なおみの試合で日本人で初めて世界ランキング第1位という快挙を成し遂げた、今日のシンポジウムも快挙であるというふうにお話ししたんですけども。実は、みみより会という団体は、1955 年の設立です。その後約 30 年後に、主に活動するグループと親睦を大切にするグループが分かれました。それからさらに三十数年の年月が経ってしまったわけですけど。活動を中心とした団体が中難協になり、みみより会は親睦団体としてそのまま継続したわけです。その 30 年の時を経て、ここにまた両団体の代表が集まってディスカッションするというのは、日本の聴覚障害者の歴史にとって、やはり快挙ではないかと、私は考えております。

【パネリスト自己紹介】

それでは簡単でございますが、お一人ずつ、ご紹介させていただきます。中難協、東京都中途失聴・難聴者協会の理事長であり、また、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の理事長でもあります、新谷友良(しんたに・ともよし)さんです。

新谷 皆さん、こんにちは。全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の新谷です。よろしくお願いいたします。

宮田 ありがとうございます。続きまして、みみより会を代表して遠藤良明(えんどう・よしあき)理事長です。

遠藤 みみより会の遠藤です。よろしくお願いいたします。85 歳の老いぼれですが、今日はお話についていけるかわかりませんが、一生懸命努めます。よろしくお願いいたします。

宮田 続きまして、人工内耳友の会 ACITA(あした)を代表して、土屋和代(つちや・かずよ)事務局長にお願いいたします。

土屋 皆さま、こんにちは。人工内耳友の会 ACITA の事務局長を務めております土屋です。今日はよろしくお願いいたします。あいにく理事長が都合が悪く来れませんでした。代理ですが、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮田 そして大会理事長の長谷川にも参加していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まずは今日のテーマ、「第9回パソコン文字通訳シンポジウム」ということで、ご存じのように、文

字通研はパソコン文字通訳を研究している団体です。今日のパネルディスカッションのテーマといたしまして、予稿集にもありますように「パソコン文字通訳のあり方」について、ここでパネルディスカッションをしたいと考えております。ただ、文字通訳と言いましても手書きの文字通訳もありますしパソコン文字通訳もあります。今日はパソコン文字通訳シンポジウムですから、手書きの話はちょっと置いておいて、パソコン文字通訳に絞ってお話しを進めさせていただきたいと思います。

皆さまご存じのように、パソコン文字通訳は、先ほど長谷川理事長からも説明がありましたように、さまざまな問題を抱えております。そのいろんな問題をアトランダムに出していきますと、とても限られた時間の中では、論議を尽くすことはできません。ですから今日は、パソコン文字通訳はどうあるべきか、どうあってほしいのか、どうあることが理想なのかということ中途失聴・難聴者の立場からどうあるべきか、どうあってほしいか、どうあることが理想かを話し合ってみていきたいと考えています。

まず意見として、お一人ずつ簡単に5分程度ずつご意見を賜りたいと思います。まずは全難聴の新谷理事長からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

新谷 全難聴の新谷です。これは1月に全難聴が静岡で開催した要約筆記研修で使った資料です。

まず「人権としてのアクセシビリティ」。

要約筆記も含めた情報保障は人権だという理解をまず基本的に確認したい。情報アクセスの自由を考えると、いわゆる移動の自由と比較すると、権利の見え方がかなりはっきりする部分があります。

移動の自由というものは基本的に誰にも妨げられずに、どこにでも、いつでも自由に移動できるというのが基本的な自由として理解されるかなと思うんですけど、情報アクセスの自由も同じように、誰にも妨げられずに自由に誰とでもコミュニケーションできる権利です。

これを妨げている本人側の要因は一体どこにあるのかというと、移動の自由で言えば、動けない、歩けない、見えない、という本人側の機能障害がある。情報アクセスの自由で言えば、見えない、聞こえない、話せない、という本人側の機能障害がある。

それに加えて、外部的な要因でも妨げられている。古典的には、移動の自由は、移動に対する権力の制限みたいなものが昔はあった。表現の自由も権力によってかなり大きな妨げがあった。

また物理的な障壁もある。それは移動の自由の場合にはわりと見えやすく、道路の段差とかそういうことではっきりしますが、情報アクセスの障壁は、なかなか見えづらいところがあります。けれどもテレビに例えば字幕が付いていないとか、私たちが自由に電話できないとか、そういうことで障壁はだんだん目立ってきている。

現在、移動の自由についてはバリアフリー法が制定されて実定法的な権利というのが明確になってきています。それに対して情報アクセスの分野は、実定法の規定を持っていないという現状があります。それで聴覚障害者関係6団体が今一緒になって、「情報アクセス・コミュニケーション保障法」を作ろうという運動を行って

移動の自由と情報アクセスの自由		
	移動の自由	情報アクセスの自由
求める自由の内容	誰にも何にも妨げられずに、自由にどこにでも移動する	誰にも何にも妨げられずに、自由に誰とでもコミュニケーションする
自由を妨げる本人側の要因（機能障害）	・動けない ・歩けない ・見えない	・見えない ・聞こえない ・話せない
自由を妨げる外部の要因（環境因子）	・移動への権力による制限 ・物理的障壁（例：道路の段差） ・必要な移動への人的支援の不提供	・表現に自由への権力による制限 ・情報アクセスの障壁（例：テレビ字幕） ・必要なコミュニケーションに係る人的支援の不提供
法的対応	・日本国憲法（22条） ・障害者権利条約（9条、20条） ・障害者基本法（21条） ・障害者差別解消法 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・日本国憲法（21条） ・障害者権利条約（9条、21条） ・障害者基本法（22条） ・障害者差別解消法 ・情報アクセス・コミュニケーション保障法（運動中）

います。

「人権としての情報アクセスビリティ」は、表現の自由として日本国憲法で保障されたあと、国際人権規約で保障されたわけですが、障害者権利条約になって情報アクセスの権利は、非常に細かく規定されるようになりました。

ただ、考えておかないといけないのは、従来、情報については、情報発信者が自由に表現できるという意味の「表現の自由」という文脈でとらえてきたところが非常に大きい。けれども、表現の自由は確かに非常に大切なんだけど、情報を受け取る側の権利、受け取る側の自由をいったいどういうふうに保障していくのかというのが、もっともっと強調されていい面ではないかと思います。

障害者権利条約においては、情報発信者・受信者のそれぞれの自由だけではなく、私たち社会の中は、情報発信・受信の人が入り混じっているんで、その間のバリアをなくしていきましょうという形で、情報バリアフリーという形の取り組みが進化してきたという歴史があると思います。

今日は要約筆記がテーマになっています。

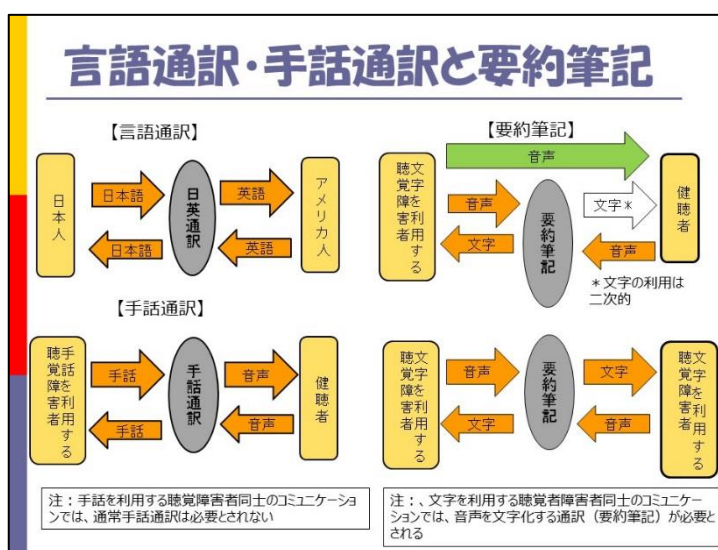
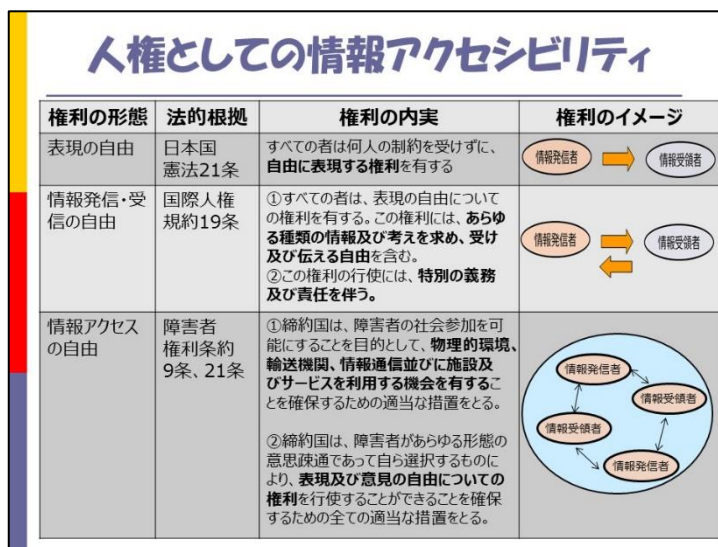
要約筆記を考えるときには、言語通訳がどういう形で成り立っているのか、それから手話通訳がどういうふうな形で成り立っているのかということと、要約筆記との比較は、欠かせないプロセスだと思います。

言語通訳の場合、例えば日本人とアメリカ人であれば、そのアメリカ人と日本人の間のコミュニケーションを維持する。手話通訳の場合であれば、手話通訳を利用する聴覚障害者と健聴者の間の通訳活動をする。

ここで注意しないといけないのは、手話を利用する聴覚障害者同士は、手話通訳を必要としていないということがあります。手話という一つの言語が日本語の音声という別の言語に変わる、ここの間の通訳活動を手話通訳がやるんだということをしっかり押さえておく必要があります。

これに対して要約筆記の場合は、ちょっと特殊なところがある。文字を利用する聴覚障害者と健聴者がコミュニケーションをするときには、確かに要約筆記は音声を文字に変えるわけですけども、健聴者は、聴覚障害者の音声は文字に変わったとしても、その利用はかなり二次的だということです。聴覚障害者が出す音声だけで、かなりの部分は理解してしまう。

これに対して、文字を利用する聴覚障害者同士で音声・文字を変換する場合、文字を利用する聴覚障害者



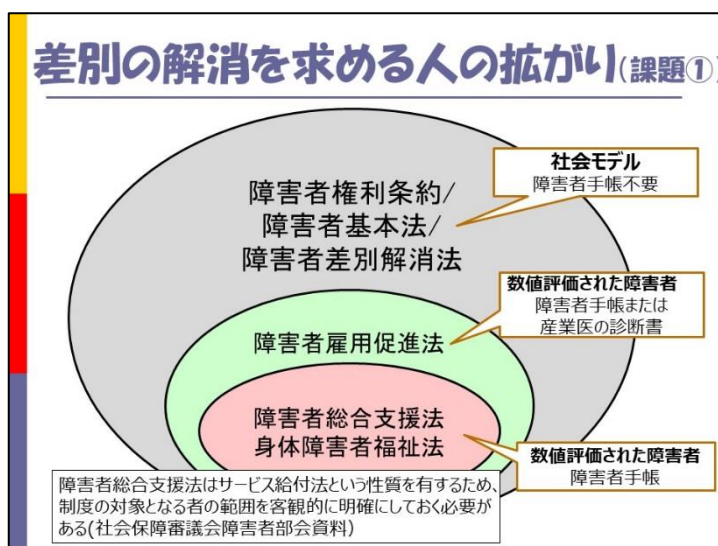
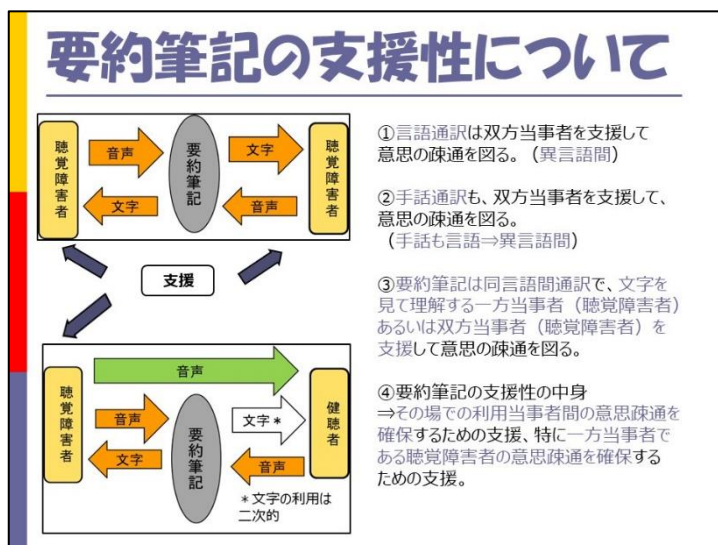
同士のコミュニケーションでも音声文字化の通訳が必要とされる。聞こえない人同士の間でも、要約筆記が必要とされる。これがやはり要約筆記の持つ非常に特異な部分ではないかなと思います。

要約筆記の支援性ということを考えてみると、通常の言語通訳というと、異言語間の双方当事者を支援して意思疎通を図ることがあるし、手話通訳もやはり読み取り通訳、聞き取り通訳という形で双方を支援するということがあります。けれども要約筆記の場合には、一方当事者（聴覚障害者）と健聴者のコミュニケーションの場合には、聴覚障害者に向けた支援性が問題になる。

両方が聴覚障害の場合には、当然、両方への支援になりますけど、聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションの場合は、聴覚障害者に向けられるという特異性があるのかなと思います。

現在、要約筆記を取り巻く課題を三つぐらいあると考えています。

一つは、差別を求める人が障害者差別解消法の施行によって非常に広がったということがあります。要約筆記の利用者は、今までは 34 万人ぐらいの人しか対象とされていなかったわけですが、これからの要約筆記というものは、聞こえに困難を自覚している人が権利主張できるようになって、ドッと利用者の範囲が広がってきた。720 万人、あるいは 1,300 万人とも言われています。

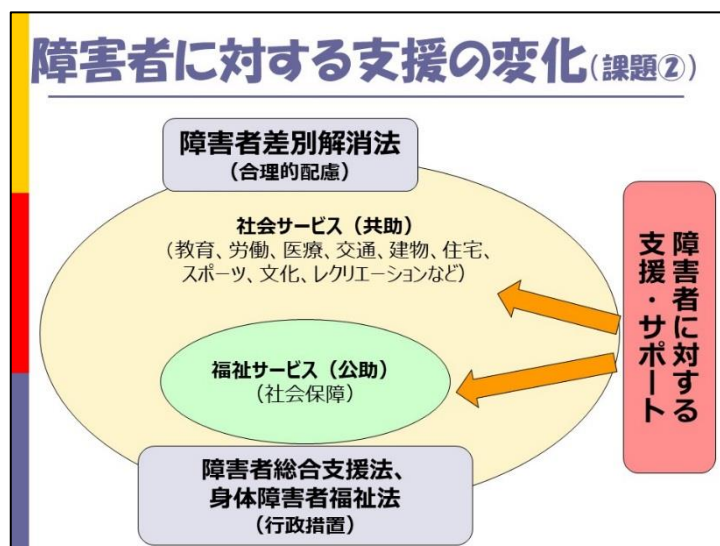
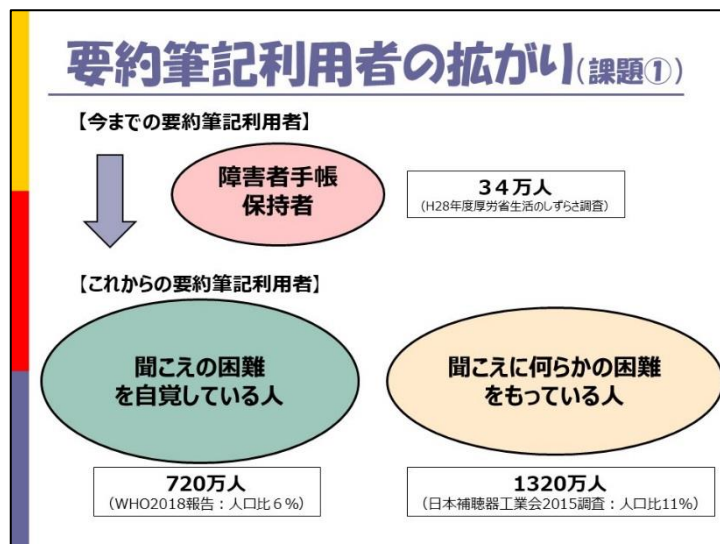


それから二つ目の課題として今の問題の裏返しになりますが、障害者に対する支援サポートが従来考えられていた障害者支援法による公助としての福祉サービスだけではなく、障害者差別解消法に基づく合理的配慮としての社会サービス、いわゆる共助としてのサービスの広がりが、これからはどんどん進んでいくことが予想されます。

要約筆記について言えば、利用者は従来、行政に派遣を求めるという形で、行政の措置という形の利用がほとんどだったんですが、これからは、サービス提供者と合理的配慮を提供する依頼者との契約で、要約筆記が派遣される。

それを利用者が利用するという形の仕組みに変わる。こういうことがこれからは出てくると考えています。

三つ目の問題は、要約筆記はもともと成り立ちから言えば、集まり、会議に対する支援がメインだったわけですが、これからは個人に対する支援が非常に大きなパーセンテージを占めていくのではないかと。その利用形態も、障害者総合支援法による個人利用・団体利用から、障害者差別解消法に基づく合理的配慮、あるいは環境整備としての利用がこれから進んでいくということです。



宮田 ありがとうございました。

聞きたい話は皆さんも、多分たくさんもっともって聞きたいという話もたくさん残されているとは思いますが、そういう話をしていただくと、時間がいくらあっても足りません。今日は最初に申し上げたとおり、パソコン文字通訳はどうあるべきか、どうあってほしいか、どうあるのが理想なのかということに絞って、話を進めたいと考えています。

それでは、遠藤さんからご意見ををお願いします。

遠藤 今の新谷さんからの話しにもありましたように、これからは個人派遣が重要になるだろうとの話がありました。そのとおりだと私も思っています。

個人派遣についても申し上げたいと思います。

私が中途失聴・難聴者の団体に入ったのは、45歳ごろで、もう40年になります。長い間、全難聴や要約筆記の皆さま方のお世話になり感謝しております。最近、公的施設に耳マークが目につくようになり、それを

見るとなぜかホッとします。私は双耳 105 デシベルの重度になりましたが、補聴器は役に立たず、疲れるのでつけていません。集いとか会議の情報保障は、もっぱら要約筆記に頼っています。ただ個人的には、高齢になり認知機能が衰えてきたせいか、スクリーンに打ち出される文字から文脈を理解することが遅くなりました。

日曜日の明け方、NHK で字幕の付いた落語があるのは皆さまもご承知のことと思います。字幕は2行で1行 10 文字から 15 文字ぐらいですが、半分も読み切れないうちに切り替わってしまいますので、全体の意味が掴めず、楽しむことができません。同年代に近い方で、あれをなんなく読み切って楽しめるとおっしゃる方がいます。読み取る力に個人差がつくのは仕方のないことかも知れません。

しかし、ここで大切なことは、障害者差別解消法に合理的配慮として記載されているように様々なニーズがあり、どんなニーズにも対応できる体制を作ることが大切です。病院に行くのに要約筆記をお願いする場合、書き終えた紙は利用者に渡してもらえようのですが、まれにもらえなかったという話を聞きます。

その場で書いていただいたものがたくさんあって、一度で理解しきれなかった場合は確認のため、紙やログを求めたくなるのは当然のことです。求めに応じてもらえなければ、利用者はわからないままで終わります。それでは意思疎通支援の意味がなくなります。

個人派遣でも、ログがダメなら要約筆記と記録の双方をお願いすることになりかねません。利用者、とりわけ重度の利用者だけが取り残され、不利にならないよう要約筆記のあり方について皆さまのさらなる研究をお願いする次第です。

宮田 ありがとうございます。では土屋さん、お願いします。

土屋 土屋です。よろしくお願いします。まず、人工内耳友の会 ACITA の活動をご存じない方も多いと思いますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、ACITA の活動をご紹介します。会の設立は 1988 年で、2018 年度設立 30 年を迎えました。また、一昨年の 2017 年 6 月に法人化しています(予稿集に 2016 年とありますが間違いですので修正をお願いします)。

現在の会員構成は正会員(人工内耳装用者)が 1,091 名。賛助会員(非装用者や医療関係者)が 117 名。法人・団体会員が 26 社・団体となっております。

活動内容は、関連医療従事者や企業、そして諸団体と連携して、全国の人工内耳装用者に対する福祉の充実を図り、人工内耳の普及と社会的理解の促進を行っています。さらに人工内耳装用者間の相互の情報交換や親睦を深めることにより、人工内耳装用者、失聴者及び難聴者の社会的地位の向上と社会参加の促進に寄与することを目的としております。

今回のテーマである要約筆記については、弊会では年に 11 回理事会を開催しておりまして、その際の情報保障はヒアリンググループとパソコン要約筆記を利用しています。

パソコン要約筆記者の派遣については、任意の要約筆記者団体から要約筆記者を派遣していただき、ログの提供とニーズに合わせた情報保障をお願いしています。

個人的な意見としましては、人工内耳装用者のため“まだら聴こえ”の状態です。ループを使用すれば 95% くらい聴こえています。

ただ、残りの聞き取れない 5%については、知りたい気持ちがかかなりありまして、聞こえない部分、単語が主だと思いますが、そこが知りたいと思いますが、スクリーンの要約筆記に回答を求めますが、タイムラグがあるので少し待つ必要があります。待って出してくれば納得できるのですが、一人入力等の場合では出てこな

いことがほとんどです。そうすると、わからないままの未消化状態になります。

また、スクリーンの文字を追っていると、肝心の聞こえのほうに集中できなくなり、聞き流している状態になってしまい、頭の中は混乱するばかりです。

パソコン入力の場合、たとえ連係入力でも打てる文字数には限界がありますが、現在めざましい進歩を遂げている音声変換については、話の全文をそのまま文字化することができます。これは、話している全てを知りたい私にとっては、大変ありがたいものです。

しかし、この場合は、読み取り能力の問題が発生してくると思います。話し手がゆっくりとしゃべってくれるとは限らないので、早口の人の場合は文字を目で追えても、頭の中には内容は残りません。また2時間も速い文字送りを追い続けるのは、生理的にも限界があると思います。

スマホ時代の現在、パソコン入力が苦手な若者が増えていると聞きます。これからは時代に合った方法で、我々のニーズに応えてもらえる情報保障方法が、必要になってくると思います。

宮田 ありがとうございます。最後に当会の長谷川理事長からお願いします。

長谷川 長谷川です。いくつか疑問があります。

一つは、昔は手書きしかなかったので書けない、我慢するしかない状態でした。今はパソコン連係入力で話されたまま入力ができる。しかし、話されたままではわかりにくい、概念を構築して要約して表示すると。話されたままを入力できるのに、あえて入力しない。話されたままを依然として知ることができない状態があります。

話されたままを知る必要がある場面が出てきました。例えば、聞こえない人が聞こえる人と会議に参加した場合に、会議で話されたままを伝えていただかないと話がかみ合わないことが起こります。

聴覚障害者が裁判員に選ばれる場合も出てきました。この場合は、言葉自体が証拠になる。話されたままが必要です。

専門の場で活躍する聴覚障害者も出てきました。あるいは、大学に進学する聴覚障害者も増えてきました。こういう場でも話されたままを求める場合が多い。成人になって選挙に参加するときも同じようなことが求められます。

先ほど、話が出ました書かれた紙やログについて。

私自身は、話されたものが残るとするのは文字での情報保障のとてもよい面と思っています。手話通訳などにはないいい面です。これを、メモが取れない聴覚障害者に生かしてもらえばよいのではないかと。

全難聴と全要研の統一見解では、「消えたものと考えなさい」と言っているんですけども、理由がよくわかりません。聴覚障害者は、これを利用して報告書や議事録などを作成できます。今までログなどを利用者に渡すことで有効に利用されてきたところも、いくつかある。それが渡さないことになって、困っていると聞いています。

話されたままの文字通訳も、あるいは書かれた紙やログを渡すこと、いずれも実現可能。しかし、ある特殊な考え方がその実現をさまたげている。ここに問題があるのではないかと考えています。

【話されたままの文字通訳について】

宮田 ありがとうございます。いろいろなご意見を発表していただきました。

当会はもちろん当会会員も、多くの人が話されたままを享受するという文字通訳を求めているということで、それをどうしたら実現するとかを研究したりしています。今、長谷川理事長から全難聴と全要研の統一見解という話が出ました。今日は、全要研の立場はちょっと忘れたと思うんですね。確かに私たち難聴者は要約筆記者のお世話になってますから、要約筆記者の権利を守ることやっぱり大事だと考えます。けれども、だからといって、難聴者が何を求めているかというのをないがしろにしたり我慢したりすることは、ちょっと本末転倒ではないか。まず、難聴者が何を求めているかというのがあって、それに要約筆記者はどう応えていくかというのが、本来の姿ではないかと考えるわけです。

文字通研の調査でも、多くの難聴者が話されたまま表示してほしいと求めている。それが実現している地域も確かに全国的にはありますけれども、東京都をはじめとして実現していない地域もある。

話されたままを表示してほしいという難聴者がいる。それをかなえるように働きかけることについて、新谷理事長はどういうふうにお考えでしょうか？

新谷 全文表示についての考えを言えということでしょうか。

全文表示というのは、言った人のことが全部表示されるということだと思います。ただ、私たちは、聞こえない者の立場なので、全文かどうかはわからない。表示されたスクリーンやパソコンの表示画面に出てきたもので意味をとっているという立場です。

全文かどうかは、私たちにはわからない。聞こえる人はわかるのかもわかりませんが、私たちはわからないので、私たちの議論のスタートは、スクリーンやパソコンの画面に表記されたもの、もしくは紙に表記されたもので意味が通じないんだったら、私たちはどんどん声をあげるべきだ。わかっているのであれば、それでいいだろうという立場です。

宮田 全文というのはいろいろ考え方があります。細かい「え～」「あの～」「その～」というのも含まれる考え方もあれば、ケバと言っていますが、それは省いて、言った文章、話した内容をそのまま表示すると。ただ、言った言葉を変えるか変えないかという問題だと思います。

再構築というのは、言った言葉を内容が変わらなければどういう言葉を使ったかというのは変える。変えたほうがいい、より端的に言い表している言葉が別に日本語としてあるのであれば、そちらのほうで示したほうが内容がより伝わるだろうという考え方ですね。

それに対して、多くの難聴者、…多くのという言い方はちょっと問題があるかもしれませんが、少なくとも何人か、何パーセントかの難聴者は、どういう言葉を使ったのかまで、そのまま表示してほしいという考え方だと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

新谷 先ほどの話の繰り返しになるんですが、私たちは、画面に表記されたものでその場の意思疎通が成り立つかどうかに関心を持っている。言ったことが、話者の言ったとおりかどうかということについては、そうかもわからないし、ある程度の翻訳もあるのかもしれない。それは当然、許容範囲として理解している。

だけどそのときに意思が疎通なくて会議や話し合いが成立しないことは、避けないといけない。とにかく成立させないといけない。ある人が、表記されたものでわからなければ、「この表記は、私にはわかりません」と声を上げて、それに対してもう一度話した人が、「今言ったことの内容は、こういうことですよ」と説明をして、それが表記される。それでもわからなければ、またやるしかない。そういう立場です。

宮田 今の意見に対しては？

長谷川 今の新谷さんのご意見、よくわかりました。新谷さんが考えておられるのは、とにかく聞こえない人にきちんと通じるような文字通訳をしてもらえばいいということであって、もちろんそれには全文も含まれているということですね？ 意思がきちんと通じということであれば、全文もあり得ますね？

宮田 今の質問は、意思疎通が大切だということはもちろんわかるんですけど、もし全文のほうが、言ったとおりに表したほうが通じやすいと言う人がいれば、それも含まれると考えていいのか、ということです。

新谷 全文かどうかというのは、私の立場から言うとわかりません。

私がコメントできるのは、自分が話者のときです。話者のときは、表記された内容が、自分の言ったことように、意味が通じるように表記されているのかどうかは、私が判断する。だからそのときは、よく言います。「私が言ったことが書けてませんよ」、「こういうところはこういう意味ですよ」というふうに、相手の方から言われる前に私は内容について訂正を入れます。

遠藤 私の長い経験から、直感ですけれども、普通、今のパソコン通訳の場合は、会の中では、ほぼ全文、文字化しているのではないかと。直感ですけれどもね。それと、講演などの場合には、おそらく全文は難しだろうと。しかし手書きよりは、はるかにいいだろうと。ほぼ、7割か8割ぐらいいは入っているのではないかと、私の直感で考えております。

新谷さんが言うように、私も、全文が入っているか、あるいは省略されているのか、全然わからないのです。例えば私の住んでいる大和市ですが、要約筆記の方が来て、研修会ということで、私が引っ張り出されました。録音をして、要約筆記の方がパソコンに打ち込んで、講演の録音された内容がどのくらい入っているのかを見比べたことがあったんです。その際に、難聴者に対して、全文がどれくらいいいか悪いかを批評してくれと言われました。ところが、全文がわからないことには、批判のしようがない。そこで改めて、前もって講演の録音された全文を先に渡してもらった。そこでパソコンに打ち出された文字と比較して、初めて、ああこうだったのかと、批判できます。そういった順序といいますか、そのような感じです。

私の現在の判断では、会議ではほぼ満足できる。講演ではまだ7割か、だいたいその辺ではなかろうかと感じています。

宮田 今の全文という言い方は多分、言葉の定義を論じ始めると、切りがないと思いますから全文がどういう定義なのかというのをここで論じるのはちょっとやめたいと思います。

要するに言った言葉を変えるか、変えないか。

「変えないでほしい」という要望がある。「変えても構わない、意味が通じればいい」という要望がある。それはどちらか一方を、とらなければいけないのでしょうか？

新谷 変えないとか変えるということではなくて、その場で私たちが意思の疎通ができたのか、相手の言っていることが理解できたのか。それが問題で、言ったことが通じていれば、それ以上のことは何も言わないという立場です。

宮田 わかりました。要するに、変えるとか、変えないとかではなくて、通じるか通じないか。意思が疎通するか疎通しないかですね。ですから、話者、つまり話した人が使った言葉が、その言葉自体に意味があった場合は、変えないでほしいという要望もあってもいいのではないかと。それは新谷さんも同じだと？

新谷 ちょっと私と一对一の問答は、あまりシンポジウムではしたくないんですけども、「言葉自体を変えないでほしい」かどうかいうことは関係ないわけです。だけど、言っている方の内容を適切に表現するためには、その人が言ったとおり表記したほうがいいのかもあるだろうし、まとめないといけない場合もあるだろうし、ということですね。

宮田 たぶん、障害者差別解消法で合理的配慮のいろんな要望がある。その要望にそった形で考えたい、考えなければならないというのは、多分、新谷さんがおっしゃったこととイコールではないかと考えますが、いかがでしょうか、長谷川理事長。

長谷川 今、新谷さんがとてもいいことをおっしゃいましたね。通じるのであれば、要約した場合でもいいし、あるいは話されたとおりでもいいと。それぞれ望む人がいる。ならば選択すればいいということですね。とてもいい話だと思います。できれば東京でもそういうことが実現するといい。話されたままも提供するし、まとめたほうがいいのかもあればそれを提供するということがあればとてもいいですね。

私は会議などで、ある発言者の言葉を見て、とても失礼なことを言っていて怒りたいという場合でも、その要約筆記者が常に概念を再構築して要約して出していることになる、それが本当に話した言葉なのか、そうでないのかわからないと戸惑ってしまう。そういう場合だと、話されたままのほうがいいですね。

宮田 土屋さんはいかがでしょうか。

土屋 ちょっとずれるかもしれませんが、個人的な希望というか。利用者として、会議などでは、もちろん同時性が必要ですね。

講演会の場合は、一方通行なので同時性は必要ないけれども、私の場合は、ただ話を聞いて中身がわかればいいのかというだけではなく、話者の人間味、人間性みたいなものも知りたいと思うんですね。欲張りなのかかもしれませんが。なので言葉のニュアンス、話し手のニュアンスもやっぱり知りたい。

本を読むのではなくて、足を運んで、その人の話を直接聞くわけなので、直に伝わってくるものも知りたい。それは欲張りなんじゃないかな。

新谷 あまり話に介入したくないんですけども。先ほど、長谷川さんがおっしゃった全文がいいということもあり得るのではないかと話なんですけども、全文のほうは伝わるかどうか。全文というのがわからないから何とも言えないんですけども、全文のほうは伝わるのに、要約しちゃったということが、もしあるのであれば、私は要約筆記者が下手だと思います。要約筆記者が正しく通じるように、その場の意思疎通が図れるように表記できなかった。それは、通訳技術が下手なんだと思います。

それから、土屋さんがおっしゃった講演のニュアンスとかいろんなもの、これを入れるというのは、要約筆記者の技術だと思うんです。それを適切に一定の表記、時間がありますので、その間に適切に表記して、利用する人に伝えていく。それが要約筆記者の技術、勉強するテーマだと思います。その辺の話は、先ほどの長

谷川さんの悪口の話も含めて、私は、要約筆記者の技術の問題だと思います。

私は個人的に言えば、現在の要約筆記者が、そういうことを一生懸命やっておられるんだけれども、私の本当に満足できるようなことをいつもやってくれているかなという、それは疑問がなしとはしない。ただ、それを私は「全文表記してください」という言い方はしない。「私に通じるように通訳してください」、そういう言い方です。

宮田 わかりやすい話だと思います。ありがとうございます。

一つには再構築という行為の技術だと思うんですね。例えば、言った言葉をそのまま打つというのは、速く打てる人であれば、ある程度練習すればついていける。要するに、あまり頭を使わなくて…、ちょっと語弊がありますけれども、差別的な意味はないですよ、あまり頭を使わなくても聞いたまま入力が素早くできるのであれば、「えー」「あの一」とかケバをはずして、ただ言われたままを入力するのであれば、そこそこ練習すればできる。ただ、再構築、別の適切な言葉を探すというのは、かなりの日本語力が必要です。今の要約筆記者にそれを求めるのは、非常に…。それが可能で非常に長けた方もいらっしゃいますけれど、中には、ちょっと苦手だなという方もいらっしゃいます。それぞれだと思います。一概に要約筆記者が下手だからと片付けることはどうかと。

今は、要約筆記者の技量の問題はテーマから外れると思うので置いておいて。

じゃあ、私たちは、一体どういうことを理想とするのか。つまり新谷さんは、言われたことを一番理解しやすいように表記してくれることが理想だというふうにおっしゃいましたよね。それが全文とかなんとかいうことは、また別の問題であって、我々が一番わかりやすいように伝えてくれると。

私も、以前は全く聞こえませんでしたから、元がわからなかったんです。元がどういう言葉で言われたのかわからなかったんですけれども、人工内耳をするようになって、どういう言葉でどういうニュアンスで話されたかがわかるようになった。それがわかった上で、要約筆記の画面を見ると、言ったことと全然違うことが書かれている。自分もちろんそうですね。自分が言ったことと全然違うニュアンスで書かれているという経験が何度もあります。

ですから、なるべくそういうことは避けていただいて、言ったことを原文になるべく忠実に表記していただければ、そういうことが少なくなるのではないかと考えているわけです。その点は皆さんいかが考えますでしょうか？

新谷 だんだん、独演会に近くなってきましたね(笑)。宮田さんは、聞こえてるだったら要約筆記なんて使う必要ないじゃない？ 私はそう思います。そんな無駄なこと、やることないんです。聞こえてればどんどん聞こえての会話です。これは私も少しずつ経験している。聞こえというのは、絶対に軽視してはいけな。聞こえるというのは、すごいことなんです。理解力が違う。だから聞こえで補っているということがあれば、議論の出発点はかなり違ってくる。

今日もループが入っていますので、私はある程度宮田さんのお話も長谷川さんのお話も、遠藤さんのお話も、土屋さんのお話も聞こえています。ある程度聞こえていて、要約筆記も見ている立場で今、議論を立てているところがります。それは大分、私自身が変わってきているところだと思います。

そういう意味で改めて、全然、聞こえない人が、文字表記だけを見て、ついていくためにどうすればいいのかという問題意識を、意図的に自分に立てて考えるようにしています。

その結果、いろんなところで勉強させていただいたのは、今、ISO＝国際標準化機構がテキストの標準化作

業というのをやってます。そこではいろいろな議論が出てきて、1秒間にどれだけの文字数を、どれだけの大きさで、どういう色で表記すれば、一番わかりやすいのかという研究をずっと2年間くらいやってます。そして標準規則に対して意見を出して、集約段階にきている。そこでは1秒間にらせる文字数がここまでとか、それから音楽マークをどういうふうに入れるとか、細かいことを議論に出してきている。最終的には、おそらく1～2年の実証評価を経て、ISOはそれに基づいた一つの標準規則を出すと思います。

ただ、英語圏と日本語圏では、かなり違いがあるだろうから、日本語の場合はどうなんだというのは、私たち日本の委員会が、その問題を受けて、詰めていかなければいけない課題として、おそらく持ち出されてくるかと思っています。そういうアカデミックな一つのアプローチは重視しないといけないと思っています。

宮田 今、新谷さんは聞こえるのであれば、要約筆記に頼らないで、聞こえで解決すればいいと。それから全く聞こえない人に対しては、と両極端の話をされました。

釈迦に説法かもしれませんが、難聴者というのはその間にもものすごくの種類が存在して、いろんな人がいます。全く聞こえないわけではないけれども、ある言葉について、ある音については非常に聞こえないとか。かなり聞こえているんだけど、苦手な音(おん)があるとか、さまざまですね。

先ほど土屋さんがおっしゃいましたが、ここの部分はなんと言ったのだろう、それを確認したい。その言葉を確認したいけど、意味が同じだけど、違う文章に変えられてしまったので、その言葉が出てこない。そういうときにそれに非常に不満を覚えると。

私もそういうことが何度かありました。そのとき聞こえる立場であっても、文字通訳に頼りたいと思うことが、随分あると思うんです。でも、それは望んではいけないことなのではないでしょうか？

長谷川 先ほどの新谷さんのお話の中に、自分は元の話がわからないので、どのくらい要約するのかとかわからないというお話がありました。要約筆記を求める立場として、どのような要約筆記が望ましいかということは、きちんと確認していく必要があるのではないかと思います。

その一つに、先ほど講演で話をしましたんですけども、きちんと元の話を見せて、それを要約したものと比較して、これがいいのか、悪いのかと。これほど省略してしまったらついていけない、それを確認する作業を全難聴でもやっていただく必要があるのではないかと。

★ 神奈川県 の要約筆記 者養成は、 他と違う。 神奈川に は3つの政 令市があ る。	なぜかと申しますと、えー、神奈 川県の中には横浜市、川崎市、 相模原市という政令市が3つあり ます。 この3つの政令市がそれぞれに 養成をして、それぞれの市の派 遣を	神奈川県 の要約筆記 者養成とい うのは他の ところを違 うのです ね。 なぜかと申 しますと、 神奈川県 の中には 横浜市・ 川崎市・ 相模原市 という政 令市が3 つありま す。	なぜかと申しますと、えー、神奈 川県の中には横浜市、川崎市、 相模原市という政令市が3つあり ます。 この3つの政令市がそれぞれに 養成をして、それぞれの市の派 遣を担うという形をとってます。
大幅な要約入力 (24%)	原文	全文に近い文字通訳 (79%)	原文

このように、原文を右に出して、左に要約したものを出すという形にして、評価をする。こういうことを全難聴でもやっていただく必要があるのではないかと。本当に聞こえない人が求めている要約筆記というものを評価する。これが必要ではないかと思うのですけれども。

宮田 長谷川理事長から、どういうふうに表記するかという話が出ましたが、当初言ってますように、ここでどのようにというのを具体的に決めると、その他は全部排除することになるわけですね。私は今回のシンポジウムで、何かを取り上げて何かを排除するということをやっても、あまり意味がないかなと考えています。

つまり、障害者差別解消法の合理的配慮という考え方があるように、いろいろな要望があるわけですね。そのいろいろな要望の一つ取り上げて、その他は排除するということは、果たしていいことなのか。そうではなく、いろんな要望があるんだったら、いろいろな要望をできるだけ叶えていく方向に持っていくべきではないか。このように考えたほうがいいのではないかと考えて、今回のシンポジウムに臨んでいるわけなんです、その辺はいかがでしょうか。

土屋 先ほども新谷理事長からお話がありましたが、人工内耳を入れても聴覚障害者は健聴者になるわけではないですね。どんなに聞き取りのいい方でも人工内耳をしたからといって健聴者には戻れるわけではありません。難聴者に変わりないですね。確かに全く聞こえない人に対する要約筆記は大切ですが、私どものようにまだらに聞こえても難聴者であって、要約筆記を必要としています。要約筆記を必要とする難聴者は、たくさんいます。しかもその程度はまちまちということなので、ニーズに合わせていただける要約筆記をしていただけるのがと、私たちにはありがたいことなんです。

でも今、全国的な指導方法は、そのニーズに合わせていただけているのかなという疑問があります。

私はやっぱり全部、すべて知りたいのです。私は神奈川県なので、できるだけ情報を入れてほしいとお願いをしています。

確かにね、理解しやすい表記がベストというのはわかるんですけども、でも同じ理解するのでも、モノクロ写真とカラー写真では、明らかに情報量が違いますよね。私はカラーで判断したいと思っています。

宮田 では、新谷さんから総合していかがでしょうか。一つを取り上げて他を排除するのではなく、いろんな要望を叶える方向に持っていくということは。

新谷 通訳世界では、強制力はどこにでもないわけです。言語通訳でも手話通訳の世界でも、これじゃないといけない、これ以外の通訳を使ったから、おまえを捕まえて牢屋にいれるということは、どこにもないわけです。それは個人の自由となっている。それで、できないとかできるという議論をしても、仕方ない。

今、ポイントになるとすると、障害者総合支援法の意味疎通支援事業としての要約筆記というのは、厚生労働省が事業としてやってるわけです。カリキュラムを制定して市町村に養成の事業を委託して、そこで要約筆記者として養成された人を厚生労働省は意思疎通支援事業の担い手ということで制度設計しているわけです。

だけど、私たちの日常の意思疎通というのは、別に登録している要約筆記者だけでやっているわけではない。いろんなことが現実にはあり得る。言語通訳だって、資格はないですが、手話通訳だって別に手話通訳士という資格を持った人じゃないと使えないんじゃないかと、自由に資格のない人を使ってもいいわけです。それは個人の責任で使っているわけですから。だけど、それを行政の事業ですよ、と言うためには、きちんとした枠がある。これは養成のカリキュラムとして決まってる。

そういう使い分けの問題ですから、排除する、排除しないなんていうのは誰も言えるわけではない。個人の基本的には自由な判断で、自己責任でやっているわけです。

宮田 ありがとうございます。言葉は少し違うし、新谷さんのように、きちっとしたデータでお話をしている。私みたいに割と直観的な判断とかで物を言っているのとは、少しニュアンスは違うかもしれませんが。たぶん、今、感触としては、言っていることにそんなに差はないなという気はしています。ここにいる難聴者全員そんなに大きな違いはないなと思っております。

【ログ問題について】

宮田 もう一つ今日のテーマとして、ログの問題があります。ログを渡すか、渡さないか、という問題があります。

先ほども著作権の問題とか出てきましたけれども。ログが欲しい人がいますね。ログが欲しいという難聴者の立場からすれば、ログが欲しい人がいて、ログは渡しましようと言って困る難聴者は、果たしているのかな。ログが欲しいという人にログを渡せば、その人は喜ぶかもしれない。でもログは欲しくない人にログを渡して、果たしてすごく迷惑なのかというと、その人は断ればいいわけです、「要りませんよ」と。ちょっと極論かもしれませんが。

ただ、今は全体的にログは渡さない取り決めになっています。その辺は長谷川理事長、どのように考えたらよろしいでしょうか。

長谷川 ログについて、私自身は、文字通訳で出てくる貴重な宝ではないかと思っています。一方、全難聴・全要研の統一見解を見ますと、「消えたものと考えてください」と書いてある。まるで、ゴミが出てきて困るので早く消してくださいという感じなんですけれども。

聞こえない人というのは、手話通訳や文字通訳を見ているのでメモがとれない。そのためにログで様々な不便を解消している面があります。

先ほど、病院に行って書いたものをもらえなかったという話がありました。薬の名前とか病気の名前とか、きちんと覚えているわけではないので、ログがあると非常に助かります。そういうログの活用について積極的に考えていくことのほうが大切ではないでしょうか。

「消えたものと考えてください」と言っても、実際は、書いた紙もログも残っています。それを無理に消えたものと言うのは、どうなのかなと思っています。

宮田 いろいろ答えにくいとは思いますが、全難聴と全要研、そういった事業に携わっている立場としてではなくて、難聴者の立場として、今のログの問題は、いかがでしょうか？

新谷 ログの問題については、2年前に全難聴、全要研で統一見解を発表しています。それ以上でもそれ以下でもないですが、これは全難聴・全要研の運動体としての見解なので、ほかの団体からご批判があるとしても、それはご批判としてお伺いするという立場です。それ以上のことをお話するとすると団体同士の討論になってくると思います。ということで、「どうなんですか？」と聞かれたら、「団体としてはそういう見解を出しています」ということで答えは終わってしまうんです。

もうちょっと個人的にこの問題について触れてみますと、ログで困っているというのは、誰がどういうところで困っているのでしょうか？

講演会のときにログが欲しいというのであれば、講演を聞いている難聴者は多いですから、ログを USB か何かに保存して希望者に全員配るということを本当にやるんでしょうか？

私たちは、そういうところでは講演会の講演録を作って後日、送って見ていただく解決があり得るのではないかと思います。

次に会議です。会議で一番大事なのは、その場でのディスカッション、討論です。その後、確かに議事録を残さないといけない。議事録を残すためにログを使いたいというお話がありましたが、「それは筋違いですよ」

というお答えをして、どういう方法でやればいいですかということで、今、全難聴が加盟協会にお話ししている方法は、お金の若干の負担がありますけれども、記録者というのを派遣することができますということで、記録者に専門的に記録をとってもらって、その記録を会議なら会議の議事録をまとめる責任者が議事録にまとめればいいんじゃないか。そういう通知を加盟協会にお出ししてあります。

次に、個人利用。例えば病院に行って、要約筆記を頼んで、そのログを読みたい。これは利用する人がまず考えてほしいことです。一番大切なのは、お医者さんのいるところで、お医者さんの診断を聞いて、お医者さんに質問して、ということ。後日、家に帰って、1週間たって、そのお医者さんに聞いた言葉はこうだからと言っても、お医者さんは、「改めてそれは診察の予約をしてください」と言うと思います。そのときの記録を持ち帰って、家で読んで、その次にどうするのかということが本当の問題ですけども、私たちの主張は、もう一步、そこを超えて、病院ではそうじゃない、病院ではお医者さんに説明義務がありますよ、お医者さんは、患者が要求すれば必ずその記録を出すべきだと。これは、インフォームド・コンセントの基本的なあり方で合理的配慮の非常に典型的な利用例です。進んでいる病院は今、ワンライティングでお医者さんは患者さんに説明した内容を紙に書いていきます。それが3枚綴りくらいになっていて、1枚は患者に渡す、1枚は医者自身が持つ、1枚は医局の登録として残す形で、インフォームド・コンセントの代用をしている。そのような形を私たちは主張して、病院にその準備を要求する。これが私は運動体としての役割だと理解しております。

遠藤 ただいまの新谷さんのお考えですが、私なりの体験を話します。

一つは、病院のことですが、この年ですから月に何回か病院に通っています。もう5～6年以上、薬をもらうために一人で行っています。この程度なので、家内は健聴ですけども、一緒に来いとは言っていない。要約筆記も頼んだことはありません。

ただ一人で行くと、いろんな困難があります。まず待合室で呼ばれてもわからず、後回しになったことがあります。

また、医師に相談する場合、今は看護師さんも人手不足で、医師が一人パソコンで、予約まで全部やっています。どんな病院に行くかによりますけれども、私は耳が聞こえないということで、書いてくれます。あるいはパソコンで打ってくれます。

そこでわからなくなるんですけども、例えば健康診断で胃カメラを飲む。それから急病でこの前、このところが皮下出血で、まだふくらんでいます。肘のところが膨らんだのですが、自覚症状がなかったのですが、慌てて病院に夕方、家内を連れて行ったんです。そこでいろんな質問をして、回答を受けました。

こういう場合に、やはり私一人の力ではどうにもなりません。どこの科に行けばいいか、まず受付からいろんな相談や打ち合わせなども時間がかかる。医師も、普通は薬をもらう程度なら今日の様子はどうか？ はい結構です、では次の予約はいつにしましょうと、この程度で済むんです。ところが、これだけで済まないことがある。

医師が支援法のおかげでいろいろと答えてくれるようにはなったんですけども、もし医師がいちいちその質問に対して答えてくれれば、要約筆記は要らなくなります。必要なしとね。

全部わかるわけですからね。そのような問題がありますね。

胃カメラの場合、一人で行ったとき、看護師さんや準備の人が、いろいろと書いてくれるんです。書いてくれますが、これは何日前の何分に何粒飲んでくださいとか、2日後にこうしてくれとか、いろいろな制約があるわけなんです。それをいっぺんには覚えられない。病院にもよりますが、私の通った病院は、そのようにいろいろと困難がある。

これは仕方ない、わからないから「全部書いたものをください」と言って、もらいまして、家に帰って、よく吟味をして覚えて、そのとおりに薬を飲んだり準備をします。それで胃カメラに備えた。このようなことがありました。

もう一つ、問題になりますのは、ログ問題。会議などがありますね。その場合、何をもってその会議の議事録を作るのか。難聴の方はメモをして自分で作りますと。あるいは健聴者や要約筆記の方が記録係として作ってくれるんだと。

難聴者がとるメモというのは、要約筆記が出るスクリーンを見て作るんだろう。自分で加えるわけではないのですね。スクリーンを見て議事録を作る。ログを渡さないといっても、その統一見解は、ログは絶対に渡さないから、記録として作ってくれと。これでは、難聴者は何を基準にして議事録を作ればいいのか。出てくるスクリーンを見て初めて作れるわけで、それ以外は作れない。こういう問題に突き当たります。

それからもう一つ、病院に行く場合、新谷理事長さんはおわかりだと思いますが、書き終わった紙を渡してくれるということが書いてあります。ところが昨年2月のアンケートによると、ほとんどのところが紙を渡していないのです。個人派遣の回答ですね。これは一体どうしたのか。

私は、渡してもらえるように、帰って見るができるようにと、まれに渡してもらえないところがあるようだと書きましたが、実はそうではない。アンケートの結果、約 70%の方が紙を持っていつちゃって渡してもらえない。このような事実が浮き上がっています。そういうところをどう解決していくのかという疑問があるわけです。

宮田 ありがとうございます。ログの問題は、話し始めるとキリがないと思います。このまま1、2時間話しても、多分結論は出ないと思います。今日は、新谷さんから個人的な意見もお聞きして、大変収穫があったと、私自身は感じています。

ただ、ちょっと引っかかったのは、議事録をとるのにお金を出す、有料だという部分。健聴者は無料で済むのに、なぜ障害者には有料なのかという部分が、ちょっと引っかかりましたが、それ以外は結構、「なるほどな」と思う部分もありました。

新谷 ほとんどの団体では、議事録をどなたかが担当して、例えば理事会の議事録を作っていると思います。東京の協会であれば、会員の中の聞こえる方に担当していただいた記録をもとに、議事録を作成している。そういうふうに、それぞれの組織の中で対応できるところはそれでいいんだけど、そういう対応の難しいところについては、全要研支部から記録要員を派遣することができますと、これが現在の全難聴の取り組みです。

それが有料だというのは、私たちの会員にいろいろご協力いただいたときにも、交通費の名目でお金をお払いします。何もかもタダで全部のことができるんだという言い方は、私は通用しないと思います。私たちとしての応分の負担というのがある。今おっしゃった、聞こえる人はそういう負担はないんじゃないかということですが、それは違うと思います。聞こえる人でも記録を担当した人はそれなりの手間が発生している。それを無料でやれというのは、ちょっと話の論点が違うと思います。それと、要約筆記の派遣費用を有料にするか、無料にするかというのは全然、次元の違う話なので、それを混同してはよくないと思います。

宮田 ありがとうございます。時間を過ぎたようでございます。お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございました。今日は有意義な時間だったと思います。ありがとうございました。

以上

■意見交換

進行 丸山幸美

丸山 ここからは、意見交換です。会場の皆さまから質問用紙でいただいたものを中心に、意見交換を進めたいと思います。まず大場理事への質問が出ています。

大場さんの最後のお話での、音声認識時の修正者の話は大変重要だと思う。認識率が100%でない限り修正者は必要だが、今の要約筆記者にとっては機械に使われたくないこともありやりたがらない。修正者とは違ったスキルも必要かもしれない。修正者を早急に育成しないと、音声認識による筆記は今後育たないし定着もしない。全文入力を信念とする文字通研としては、新規事業として育成を計画してはどうだろうか。

パソコン文字通訳を増やすためには練習が必要だと思うが、文字通研ではどのような方法を具体的に考えていますか？例えば、在宅でインターネットを経由し、グループでIPtalkの連係入力を行う方法がある。こういった方法を文字通研が示して指導していくことは可能か？

趣旨は違いますが、似たようなものでご提案というか確認という形でも出ています。

音声認識の悪い難聴者のために、リスピーク者の養成も必要だと思います。要約筆記者や手話通訳者を対象に、リスピーク者の養成もお願いしたい。

大場 ご質問、ありがとうございます。パソコン要約筆記の入力者、音声認識の修正者、リスピーク者の育成を文字通研としてやったらどうかというご意見だと思います。

まず、文字通研はそんな力はない弱小な会です。養成については地元で養成するのがいいので、それを応援するために昨年テキストを作りました。ぜひ、購入して活用していただければと思います。

音声認識については、担い手になる人の位置づけがまだよくわかってないし、誰がなるのか誰が育てるのか、あるいは育てる必要すらないのかなど、全然ふわふわな状態なのでなんとも答えしかねるところです。とにかく、皆がわかっていないという問題がある。このままリサーチは続けたいとは思っています。

丸山 これについて、さらに何か補足でご質問ある方は、いらっしゃいますでしょうか？

会場1 1番目の質問というか提案をした者ですが、ちょっと補足します。たしかこの文字通研でも、IPtalkの音声認識についての勉強会とかをやりましたよね。そのときに皆さんは、修正というのは大変だけどこれは私たちのやることじゃないよね、みたいなことをおっしゃったんですよ。要約筆記者がやる仕事ではないと。それはいろいろな意味があって、機械を使われるのは嫌だとか、要約筆記者のプライドがあるとか、いろんな意味があると同時に、修正者とは要約筆記者のスキルとは違う。要するに間違いをぱっと発見してすぐに直す必要があるわけです。要約筆記者は、間違いを発見するなんていう技術は持っていないわけですから別のスキルになる。それなら別に育成する必要があるのではないかと考えたんです。

文字通研というのは、全文入力を主張していますね。全文入力を実現する手段として、要約筆記者の方が頑張ってるべく全文入力をする。これも1つの方法でしょう。もう一つの方法は、機械音声入力です。これも全文入力に近くなるわけでしょう。音声入力は、文字通研では大切に理解すべきだと思うんですよ。それを大場さんが、わかりません、ふわふわですなんて言うんじゃ困るわけだね。音声入力や技術の進歩は激しいですけれども、文字通研としては音声入力をどう扱うのかもっと勉強して、ふわふわしてるのでは困るのでしっかりしてもらって、そこで育成する必要があったら育成する。今、全国でやってる要約筆記者の育成というのは、修正者とは全然違います。人種が違ってくると思うのです。違う人種をやる人がいなきゃ、文字通研で育成するかを考えてほしい。そういう提案なんですよ。ふわふわしないで、真面目に考えてください。

大場 ありがとうございます。真面目なんですけどもね。みんなの認識ができていないのが、ふわふわという意味です。リサーチは続けたいと思いますし、文字通研が育成をするべきだと思ったら取り組むと思いますが、そもそも育成するものなのかということもあるので、何とも今はお答えできかねる感じです。

とにかく要約筆記・文字通訳とは別物だということとはもうはっきりわかっていて、それに組み合わないのはブライドが邪魔しているからということではなくて、機械にできることは機械に任せて人間にできることを人間でやりたいということなんですね。そのあたりの整理がまだ全然ついていない状態だということです。

会場2 リスピークのことをわかってない方がいらっしゃるようなので。難聴者の声は認識率が悪いので、代わりに読み取り通訳のようにしゃべってもらう方を名古屋のほうでは養成しています。手話通訳の方は読み取り通訳の技術を持っていらっしゃるの、代わりに話してもらう方法ができるのではないかと思います。養成というほどでは、ないのではないかと思います。

丸山 ありがとうございました。次のテーマの「ログについて」に進めさせていただきます。

要約筆記のログの扱いも利用者、重度難聴者を第一にあり方・方針を決めてほしいという意見があります。

「要約筆記はその場の通訳であって記録は要約筆記の目的ではない。だから、記録としてのログを利用してはならない」というのが全難聴の主張。はたしてそうか。

利用者が現場に出向かずにログを受け取るのであれば流用といえるが、通訳としての役目を果たしたあとに、それでも残る情報の格差をなくすために記録を利用することが、要約筆記の目的に反するとは思えない。

ログの問題。通訳の同一性保持権を明確にする必要がある。通訳論が先。現在は通訳になっていない。録音したものと合わせて記録をとっているのが現状である。文字通訳の養成テキストは、通訳についての理論が未達成である。聞こえない人の全部聞きたいのが人権である。情報アクセシビリティが前提。

私は支援者として長年活動してきましたが、その中心にあるのは聞こえの保障とともに、聞こえない人の権利の拡大に尽力してきたように思います。ログの問題を聞いたときは、聞こえない人はログを受け取る権利について、どのような考えを持っているのかが知りたいと思いました。ログを受け取る、アクセスする権利はもともと存在しないと考えるか。権利はあるがそれを放棄するという考え方なのか、お聞きしたいのです。それぞれの理由を教えてください。

日種 先ほどの質問書に関しては、本来ならば話が終わった後で出したかったものです。今日、新谷さんの話を聞きながら一番に思ったのは、重大なすり替えがあったのではないかということです。例えば新谷さんは「講演会でもし内容がわからないときは、講演録音をもらえばいいし、わかりませんと声をあげましょう」との言い方をされている。

これは健聴者・難聴者すべてに言えることですが、コミュニケーションの中でうまくいかないときはその方法を考えなければなりません。同時に、その会議や講演の中で、講演録を欲しいと言うのはいいと思う。問題なのは、実際に要約筆記がなされたあとにきちんと情報保障がされているのかどうかではないかと思うんです。でも、きちんとされていない。

格差が生じている。その理由として、1つはノートをとることと、要約筆記の文字を読むことが難しいという問題。また、すでに健聴者の方は、自分で録音する権利を持っています、講演の中において。もちろん、主催者がそれを認めない場合は別ですが、少なくとも個人利用において、どのような場でも認められています。

録音する権利が健聴者に認められているのに、それを実際に見た文字を記録として手に入れることができないということが、問題なわけです。資料を出してくださいというのは構わない。医者の問題にしても、対話の中でそれをする必要はやるべきだろう。でも、要約筆記では100%十分伝わっていないということが、ログを必要としているところだと思います。それを一般論として、誰でもわからないときは質問しなさいと言ってしまおうと、質問したときにそこで問題を見えなくしてしまいます。その辺をしっかりと今後、全難聴などに対して言っていけないといけないと思います。

会場3 今日の4人の話の中で、全文を聞きたいということや全文を書くということを認めながらも、全文書かなくてもいいと望んでいる人もいます。そこを曖昧にしておられる。

私はやっぱり聞く権利があるということが大事だと思うんです。「ログが欲しい」と言うのは、聞こえないから話をしたことがちゃんと書いてあるのを欲しいわけです。それを妨げているのは、ちゃんと書いていないから。出すとごまかしているのがわかるから。だから、出すのを反対しているのだと思います。反対しているのが全難聴か何か知りませんが、聞く権利があるということをもっともっとはっきりさせる必要があると思います。

丸山 ログの問題と、聞く権利・話されたままに知る権利は、こちらの会でもずっとテーマにして、シンポジウムを開いている部分でもあります。一番怖いのは、当事者の方があきらめてしまったり、相手が大きな規模の団体だからといって引っ込んでしまうことではないかと、私の立場では思っていたりします。この辺りの問題は、また引き続き検討を重ねていきます。時間の都合もありますので、次のテーマに移ります。

会場4 今の件で質問です。利用者を第一に、利用者ファーストで考えていく。今、一番心配しているのは、要約筆記の派遣制度のことです。これが、手話通訳の派遣に比べて10分の1の利用者しかいない。いろいろ

原因はありますが、利用しにくいあるいは利用しても紙を渡してくれないとか、短文要約でやられているから理解できにくいとか。要するに要約筆記全体の仕組みが利用しにくい。お年寄りが病院に行ったときなかなか全文聞き取れないことがある。そんなときは努力しなさいと新谷さんがおっしゃいました。でも、お年寄りの方が努力できますか？

やはりそこは限界があると思うんですね。聞こえ方もいろいろありますし、そういった利用する立場のことも、上に立つ人は考えていくべきではないかと改めて言いたいと思います。

丸山 要約筆記の使い勝手についても、やはり皆さんからいろいろご意見はあるかと思います。会員のメーリングリスト等でもこういうところが使いにくいとかを提案で出していただけると、そこから議論がまたできるのかなと感じています。他にももう少し質問が来ていますので映させていただきます。医療関係で、土屋様にご質問いただきました。

人工内耳を装用している方の MRI 検査の件です。一般的には、MRI の検査は断られてしまうということですが、条件によっては受けられるということでしょうか。

土屋 数字が間違っているかもしれませんが、1.5 テスラからなら大丈夫ということで。この間、全難聴の前理事長の高岡さんが実際に MRI を受けられたそうなので、奥様に代わりに報告していただきたいと思います。

会場5 私は、人工内耳メーカーに勤務しています。今日は個人的に参加させていただいていますので、メーカーの立場でお答えするのは控えていると思います。夫がフェイスブックで先日の MRI を受けた様子を出していますので、よろしければ友達申請をしていただいてご覧いただければと思います。装用者の方は、必ず担当医師と ST の先生がいらっしゃるので、お尋ねいただくのが一番確実かと思います。

丸山 インターネットをされない人もいますので、差し支えない範囲で、簡単に。

会場5 今、1.5 テスラまでという言葉が出ました。MRI の磁力の強さ 1.5 テスラまで、現在すべてのメーカーで可能になっています。唯一、モデルの最新機種で 3.0 テスラまで可能になりました。

丸山 ほかに人工内耳装用者の方で何かありましたら。「テスラ」は要するに磁力の強さの単位ですね。それについてはお医者さんに確認していただきたいと思います。ただ、参考として、人工内耳を装用している方が全く受けられないということではなく、最近はある一定の磁力というか強さまでなら受けられるということもあるので。私たちは医療関係ではないので確実ということではないですけども、そういう情報があるということでご勘弁ください。

それから要約筆記の認定のお話です。

認定試験について。全要研の Web には情報が無い。

丸山 要約筆記統一試験で要約筆記者を認定する協会がこちらです。「一般社団法人 要約筆記者認定協

会」こういうところが、今認定に関することをやっています。

では最後に全体的なご意見です。

初めて参加しました。有意義な集会であると感じました。ただ第9回ということで、前8回はどのような議題があり、どのような議論がされてきたのかを遅まきながら知りたいと思いました。言い方はきついかもしれませんが、今日の集会で提示された諸議題は前8回の会議の経過議題、議論をどう反映したのか、ほとんど初めての経過議題なのか。その点、疑問を感じました。

丸山 当会のホームページに、第1回からの予稿集と報告が載っています。ところどころ抜けている部分もありますが概ね載っています。特に、ログ問題などの定義がわかる形になっていると思います。こちらのホームページは会員でなくても見られますので、ぜひご覧いただければと思います。

会場3 ここではいろいろな講師を呼んで報告会をやっていますが、それをどのように深めていくのかなどの研究会が弱いと思います。話し言葉に追いつく同時性は聞く権利を保障するのでしょうかということで、障害者差別解消法の勉強をしたとき具体的に差別とは何かという話がありました。それぞれご意見があると思います。そういうことをもっと深めるというか意見交換や学習することをしないと。

どの先生か忘れましたが、通訳には同一保持権が必要だと言われました。本も出していますが、その中にもっと基本的な理論を出せと言っていたと思うんです。それがただ、大場さんの技術的な方法だけでは通訳論になってないと思います。そのようなことを、今後ぜひやって欲しいと思っています。

丸山 貴重なご意見、ありがとうございました。通訳論については、今までのシンポジウムや夏の集会などでもいろいろお話しが出たと思います。そちらもまとめて、報告というか深めていく部分で検討の余地はあるかなとは思っています。

長谷川 今日パネルディスカッションでいろいろ話した中で印象に残っているのが、ログについて消えたものと考えてくださいとはどういうことか新谷さんに聞いたときに、団体間の交渉になるというふうにお話しいただいた。ログが残っているのに、なぜ消えたものと考えなくてはいけないか、きちんと自分達の仲間である中途失聴・難聴者にわかるように話して欲しかった。なぜ団体間の交渉になるのか、わけがわからない。せっかくの機会ですから、それをみんなに説明してあげることがあればよかったと思います。でも、自分の考えとは違う人がたくさんいるこうした場に来てくださって、話をしてくださった。その点は評価したいと思います。

丸山 いつもまとまりのない感じの意見交換になってしまって申し訳ありませんが、以上で意見交換は終わらせていただきます。

以上

第 9 回パソコン文字通訳シンポジウム 講演録

実行委員長 曾根 博

主催 全国文字通訳研究会

ホームページ <http://mojitsuken.sakura.ne.jp/wp/>

メール info@mojitsuken.sakura.ne.jp

FAX. 020-4624-1608